

第1章では、我が国の社会保障の役割、機能及び特徴や経済社会の変化の中での課題と対応について概観した。本章では、国民生活の現状を把握するため、実際に社会経済活動の基本的な単位となる家計の動向について、第1節で所得を、第3節で資産を取り上げ、長期時系列的な観点から分析していく。また、第2節では、現役世代の所得の動向に大きな影響を与える賃金の動向について、長期時系列的な観点から分析を行う。第4節では、我が国の社会保障制度の中でどのように所得再分配が行われているのかについて、概観する。

第1節 家計所得の動向

1 世帯総所得の動向

(1 世帯当たり平均総所得金額は1994年をピークに減少傾向、直近では改善)

厚生労働省政策統括官付世帯統計室「国民生活基礎調査」によると、全世帯の1世帯当たり平均総所得金額^{*1}は、1985（昭和60）年から上昇を続けた後、1994（平成6）年の664.2万円をピークに減少傾向が続いていたが、2013（平成25）年の528.9万円を底に、2014（平成26）年には541.9万円、2015（平成27）年には545.4万円と2年連続の増加となっている（図表2-1-1）。

1世帯当たり平均総所得金額の動向は、世帯類型により様相が異なっている。世帯類型ごとに1世帯当たり平均総所得金額を見てみると、高齢者世帯^{*2}は、1998（平成10）年の335.5万円をピークに2000年代初頭まで減少傾向にあったが、その後はほぼ横ばいの状態が続き、2015年には308.1万円となっている。この間、高齢者世帯の1世帯当たり平均総所得金額は全世帯の1世帯当たり平均総所得金額のおおむね5～6割程度の水準で推移している。

児童^{*3}のいる世帯について見ると、1996（平成8）年の781.6万円をピークに2000年代初頭まで減少傾向が続いていた。その後はほぼ横ばいであったが、2013年からは増加傾向となり、2015年には707.6万円となっている。また、2015年は1994年の758.6万円に比べると6.7%の減少にとどまっており、全世帯の1世帯当たり平均総所得金額（1994年に比べて17.9%の減少）に比べて減少幅は小さい。

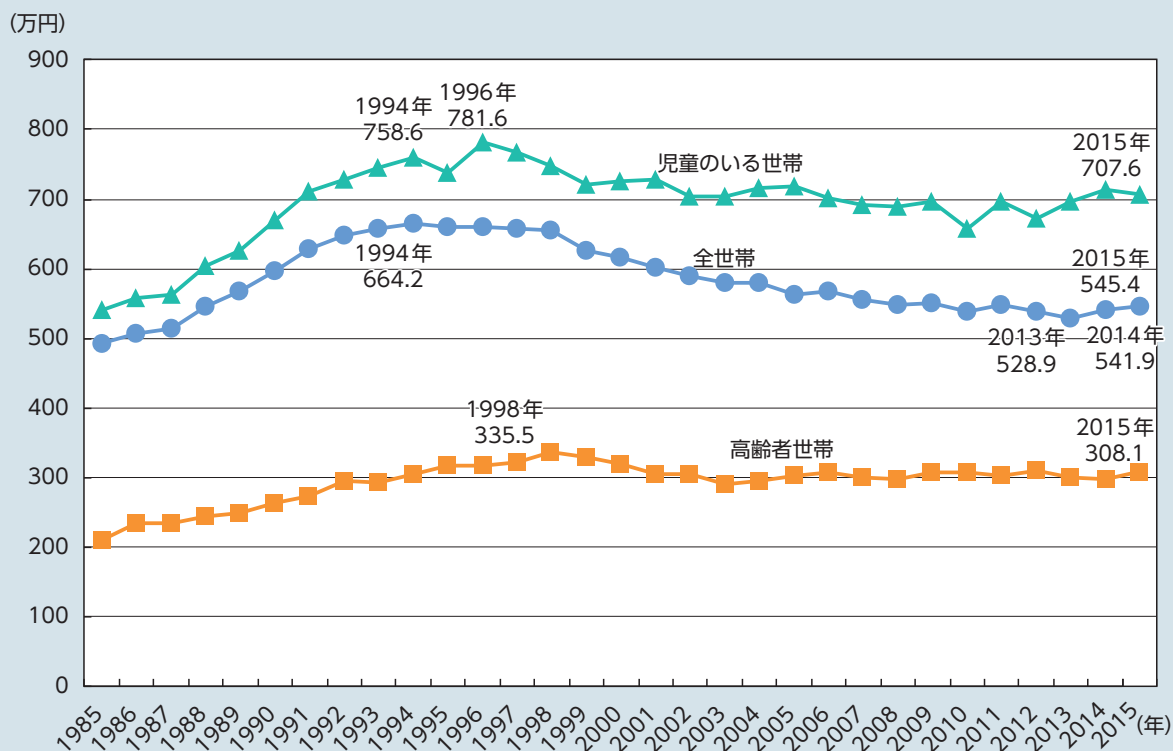
^{*1} 「国民生活基礎調査」及び「所得再分配調査」では、所得については、調査年の前年の所得を調査している（例えば、2017年調査であれば2016年1月1日から12月31日までの1年間の所得について調べている）ので、所得に関連するデータについては、調査年の前年を記載している。

「国民生活基礎調査」は、1986（昭和61）年から、3年ごとに大規模な調査を実施し、中間の各年には、世帯の基本的事項及び所得の状況について小規模で簡易な調査（簡易調査）を実施している。本白書で分析した「国民生活基礎調査」のデータのうち、直近の大規模調査年は2013年（所得については2012年）ないし2016年（所得については2015年）である。図表2-1-3などでは、所得の最新値として2014年のデータを使用しているが、簡易調査年のため集計対象となるサンプル数が少なく、集計結果の統計的信頼性が大規模調査年より低いことに留意が必要である。

^{*2} 「高齢者世帯」とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

^{*3} 「児童」とは、18歳未満の未婚の者をいう。

図表 2-1-1 1世帯当たり平均総所得金額の年次推移



資料：厚生労働省政策統括官付世帯統計室 「国民生活基礎調査」

(注) 1. 「高齢者世帯」とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

2. 「児童」とは、18歳未満の未婚の者をいう。

3. 1994年の数値は、兵庫県を除いたものである。

4. 2010年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

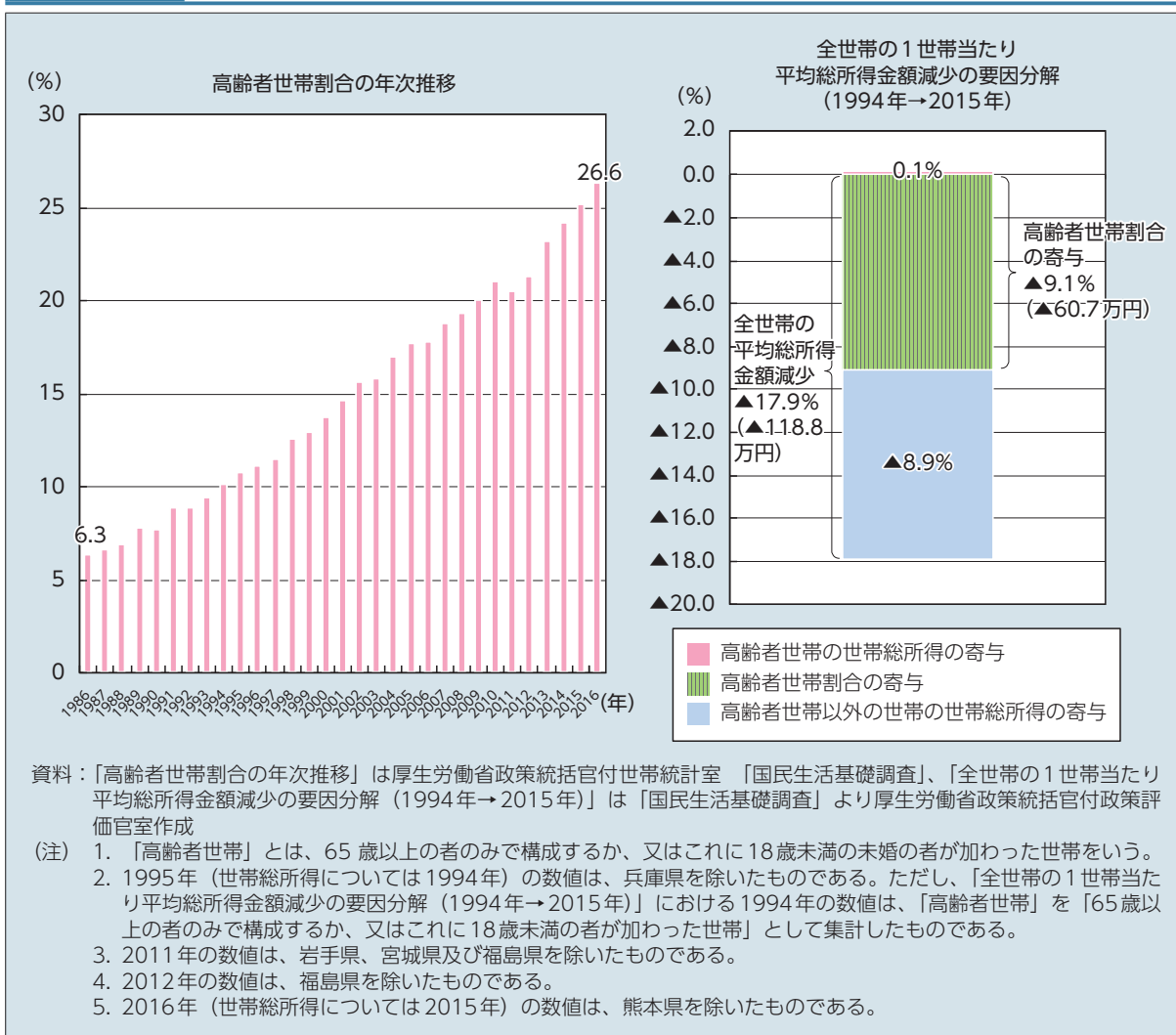
5. 2011年の数値は、福島県を除いたものである。

6. 2015年の数値は、熊本県を除いたものである。

(1 世帯当たり平均総所得金額減少の大きな要因は高齢者世帯割合の増加)

全世帯の1世帯当たり平均総所得金額減少の背景には、高齢者世帯割合の急激な増加がある。高齢者世帯の全世帯に占める割合は増加傾向にあり、1986年の6.3%から2016年には26.6%と、ここ30年で4倍以上となっている。1世帯当たり所得水準が全体よりも低い高齢者世帯割合の増加は全世帯の平均総所得金額の減少要因となる（図表2-1-2）。1994年から2015年にかけての全世帯の1世帯当たり平均総所得金額の減少要因を分析すると、全世帯の1世帯当たり平均総所得金額の減少分17.9%のうち9.1%が高齢者世帯割合の増加によるものとなっており、全体の減少分のうち5割程度が現役世帯よりも平均総所得金額の低い高齢者世帯割合の増加によるものであることがわかる。

図表 2-1-2 高齢者世帯割合の年次推移・1世帯当たり平均総所得金額減少の要因分解



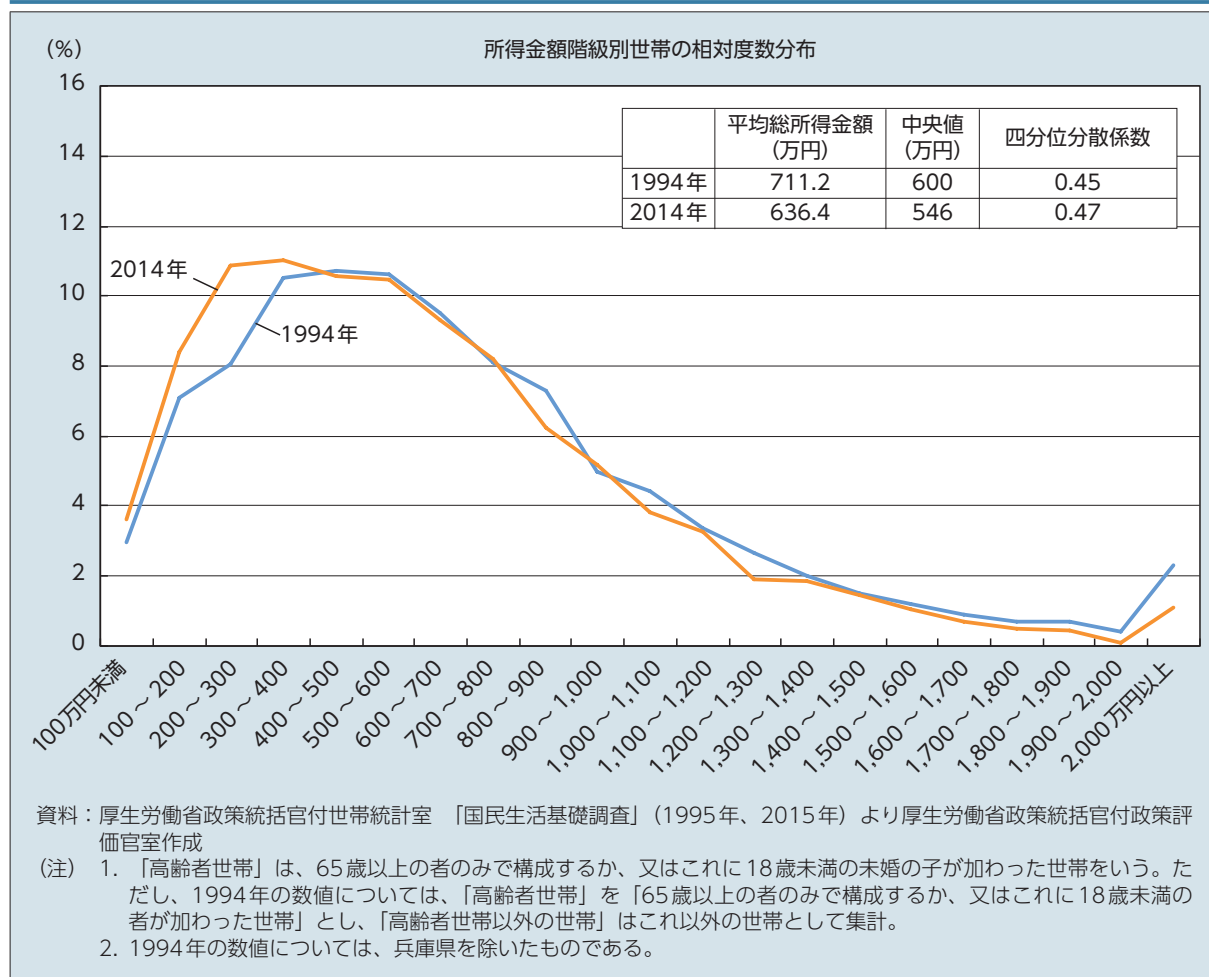
(高齢者世帯以外の世帯全体で見ると世帯総所得400万円未満の世帯割合が増加、1,000万円以上の世帯割合が減少)

世帯総所得の状況については、平均値だけでは捉えられない面もあることから、以下では世帯総所得の動向をより詳細に見ていくため、世帯総所得の所得金額階級別分布や、世帯主年齢、世帯構造別の世帯総所得の動向について概観する。

まずは、図表2-1-3により、高齢者世帯以外の世帯^{*4}の世帯総所得金額階級別の分布を見てみよう。高齢者世帯以外の世帯については、世帯総所得金額が400万円未満の世帯割合が増え、1,000万円以上の世帯割合が減少しているが、400～1,000万円未満の世帯割合は変化が少ないことがわかる。また、中央値についても、1994年の600万円から2014年の546万円に減少している。四分位分散係数^{*5}は大きく変化していないことから、所得分布のばらつきは大きく変わらないが、全体として低い方にシフトした結果、高所得世帯の割合が減る一方、低所得世帯の割合が増えているといえる。

こうした所得分布の変化の背景については、どのような要因が考えられるのだろうか。国民生活基礎調査の対象となる世帯は、単独の世帯、夫婦のみや夫婦と子からなる世帯、三世帯同居の世帯など多様な世帯が含まれており、就業形態も様々であって、それら世帯をまとめた世帯全体の動向だけを見ても生じている現象を見極めることができない。以下では、現役世代の中心となる世帯主が30歳代から50歳代の世帯総所得について、世帯主の年齢階級別に、世帯数の所得金額階級別の相対度数分布及び世帯構造との関係を概観する。

図表2-1-3 高齢者世帯以外の世帯 世帯総所得金額の動向（1994年、2014年）



^{*4} 「高齢者世帯」を「65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯」と定義していることから、「高齢者世帯以外の世帯」の中には、例えば、65歳以上の者が世帯主となっているが18歳以上65歳未満の者が同居している世帯も含まれることに留意が必要。

^{*5} 四分位分散係数とは、分布の広がりや歪みを示す指標の一つであり、次の算式により計算された数値をいう。一般に、その値が小さいほど分布の広がりの程度が小さいことを示す。

$$\text{四分位分散係数} = \frac{\text{第3・四分位値} - \text{第1・四分位値}}{2 \times \text{中央値}}$$

(世帯主が30～39歳の世帯では単独世帯割合の増加などにより世帯総所得300万円未満の世帯割合が増加)

図表2-1-4は、世帯主が30～39歳の世帯について世帯総所得の1994年から2014年にかけての変化を見たものである。

この世帯主年齢層の世帯全体について大きく見ると、所得分布のばらつきは大きくは変わらないが、全体として所得の低い方にシフトしている。

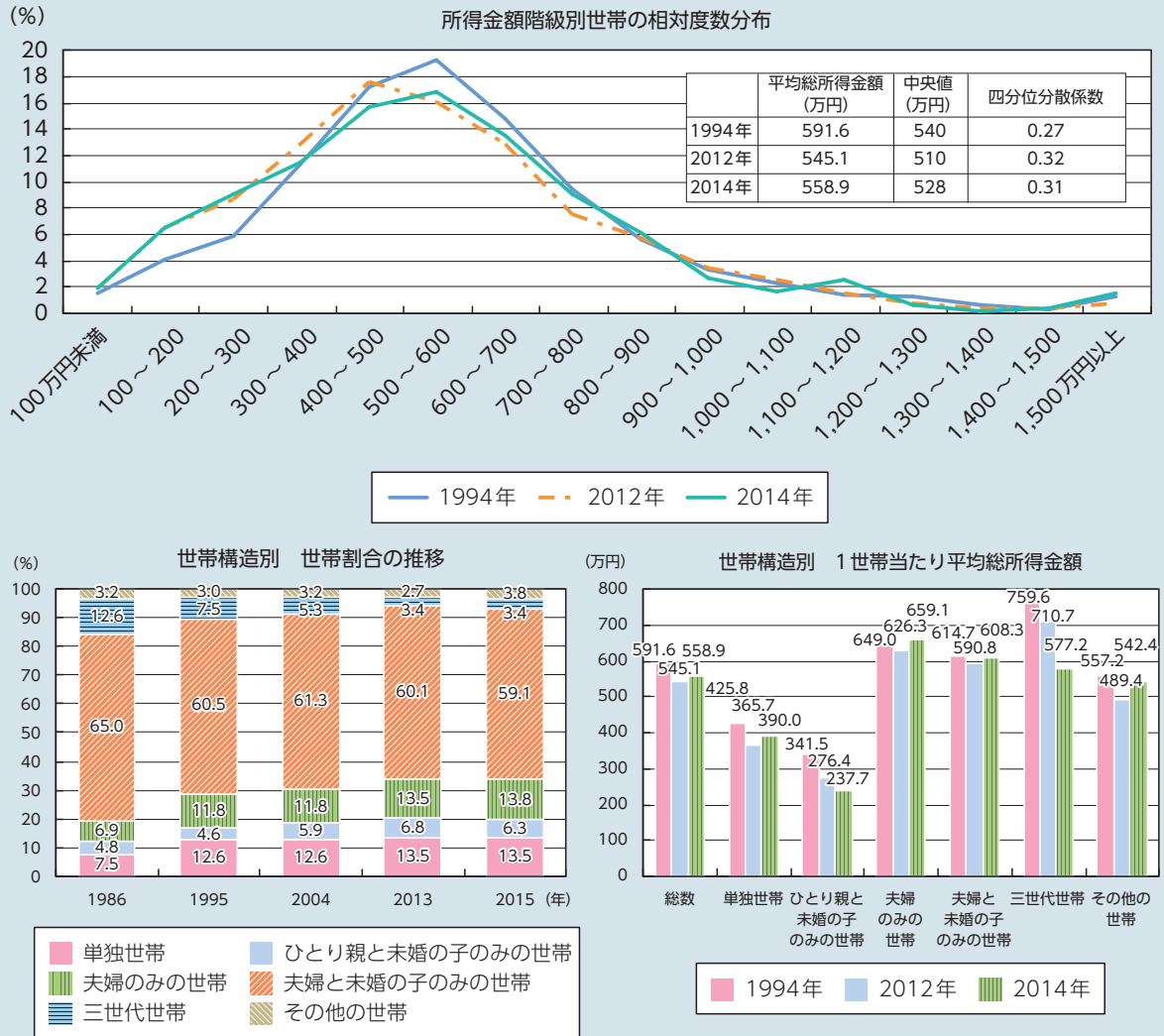
細かく見ると、世帯総所得金額が300万円未満の世帯割合が増加する一方で、400～700万円未満の世帯割合が減少している。また、1世帯当たり平均総所得金額は591.6万円から558.9万円に、中央値も540万円から528万円に減少している。なお、児童のいる世帯の1世帯当たり平均総所得金額が上昇傾向に転じた2012年から2014年にかけて見ると、世帯主が30～39歳の世帯においても、所得分布の高い方へのシフトによる1世帯当たり平均総所得金額や中央値の上昇など、改善傾向が見られている。

また、世帯構造別の構成割合と1世帯当たり平均総所得金額の変化を見ると、構成割合については世帯所得の高い三世代世帯の割合が減少し、世帯所得の低い単独世帯やひとり親と未婚の子のみの世帯の割合が増加する一方、1世帯当たり平均総所得金額についてはひとり親と未婚の子のみの世帯で減少が見られる。この世帯主年齢層の6割程度を占める夫婦と未婚の子のみの世帯は、平均総所得金額に大きな変化はない。

以上をまとめると、世帯主が30～39歳の世帯は、三世代世帯の割合の減少、単独世帯、ひとり親と未婚の子のみの世帯の割合の増加と、ひとり親と未婚の子のみの世帯の所得の減少^{*6}によって、所得分布全体が所得の低い方にシフトしているといえる。

^{*6} 厚生労働省政策統括官付政策評価官室において「国民生活基礎調査」を集計したところ、世帯主が30～39歳の世帯のうち世帯総所得金額が300万円未満の世帯の割合は、1994年から2014年にかけて、ひとり親と未婚の子のみの世帯で49.5%から83.8%に増加している。

図表 2-1-4 世帯主が30～39歳の世帯 世帯総所得金額の動向



資料：厚生労働省政策統括官付世帯統計室「国民生活基礎調査」より厚生労働省政策統括官付政策評価官室作成

(注) 1. 「世帯構造別 世帯割合の推移」における数値は、所得票の調査客体となった世帯を対象として集計した数値である。

2. 1994年（世帯構造別世帯割合については1995年）の数値は、兵庫県を除いたものである。

3. 2012年（世帯構造別世帯割合については2013年）の数値は、福島県を除いたものである。

(世帯主が40～49歳の世帯では三世代世帯割合の減少や単独世帯割合の増加などにより、世帯総所得300万円未満の世帯割合が増加、700～900万円未満や1,000万円以上の世帯割合は減少)

図表2-1-5は、世帯主が40～49歳の世帯について世帯総所得の1994年から2014年にかけての変化を見たものである。

この世帯主年齢層の世帯全体について大きく見ると、所得分布のばらつきは大きくは変わらないが、全体として所得の低い方にシフトしている。

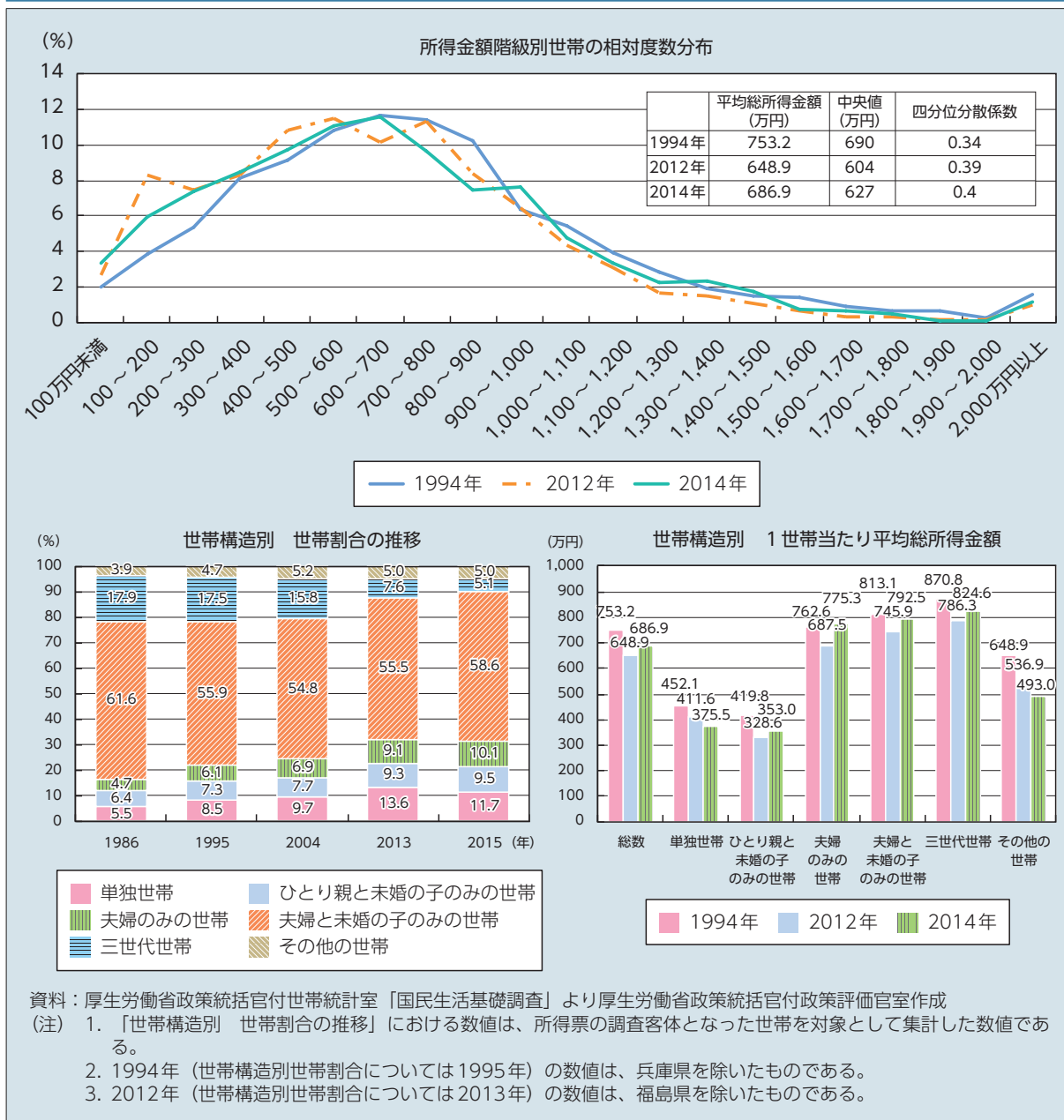
細かく見ると、世帯総所得金額が300万円未満の世帯割合が増加する一方で、700～900万円未満や1,000万円以上の世帯割合は減少している。また、1世帯当たり平均総所得金額は753.2万円から686.9万円に、中央値も690万円から627万円に減少している。なお、2012年から2014年にかけては、世帯総所得金額が100～200万円未満の世帯割合の減少や900万円以上の世帯割合の増加、1世帯当たり平均総所得金額や中央値の増加など、改善傾向が見られている。

次に、世帯構造別の構成割合と1世帯当たり平均総所得金額の変化を見ると、構成割合については世帯所得の高い三世代世帯の割合が減少し、世帯所得の低い単独世帯やひとり親と未婚の子のみ世帯の割合が増加する一方、1世帯当たり平均総所得金額については、単独世帯やひとり親と未婚の子のみの世帯で減少が見られる。この世帯主年齢層の6割程度を占める夫婦と未婚の子のみの世帯は、1世帯当たり平均総所得金額に大きな変化はない。

以上をまとめると、世帯主が40～49歳の世帯は、三世代世帯の割合の減少と、単独世帯、ひとり親と未婚の子のみの世帯の割合の増加、単独世帯やひとり親と未婚の子のみの世帯の所得の減少^{*7}によって、所得分布全体が所得の低い方にシフトしているといえる。

^{*7} 厚生労働省政策統括官付政策評価官室において「国民生活基礎調査」を集計したところ、世帯主が40～49歳の世帯のうち世帯総所得金額が300万円未満の世帯の割合は、1994年から2014年にかけて、単独世帯で33.2%から45.8%に、ひとり親と未婚の子のみの世帯で37.7%から43.9%に、それぞれ増加している。

図表 2-1-5 世帯主が40～49歳の世帯 世帯総所得金額の動向



(世帯主が50～59歳の世帯では三世代世帯割合の減少や単独世帯割合の増加などにより、世帯総所得300万円未満の世帯割合が増加、1,000万円以上の世帯割合は減少)

図表2-1-6は、世帯主が50～59歳の世帯について世帯総所得の1994年から2014年にかけての変化を見たものである。

この世帯主年齢層の世帯全体について大きく見ると、所得分布のばらつきは大きくは変わらないが、全体として所得の低い方にシフトしている。

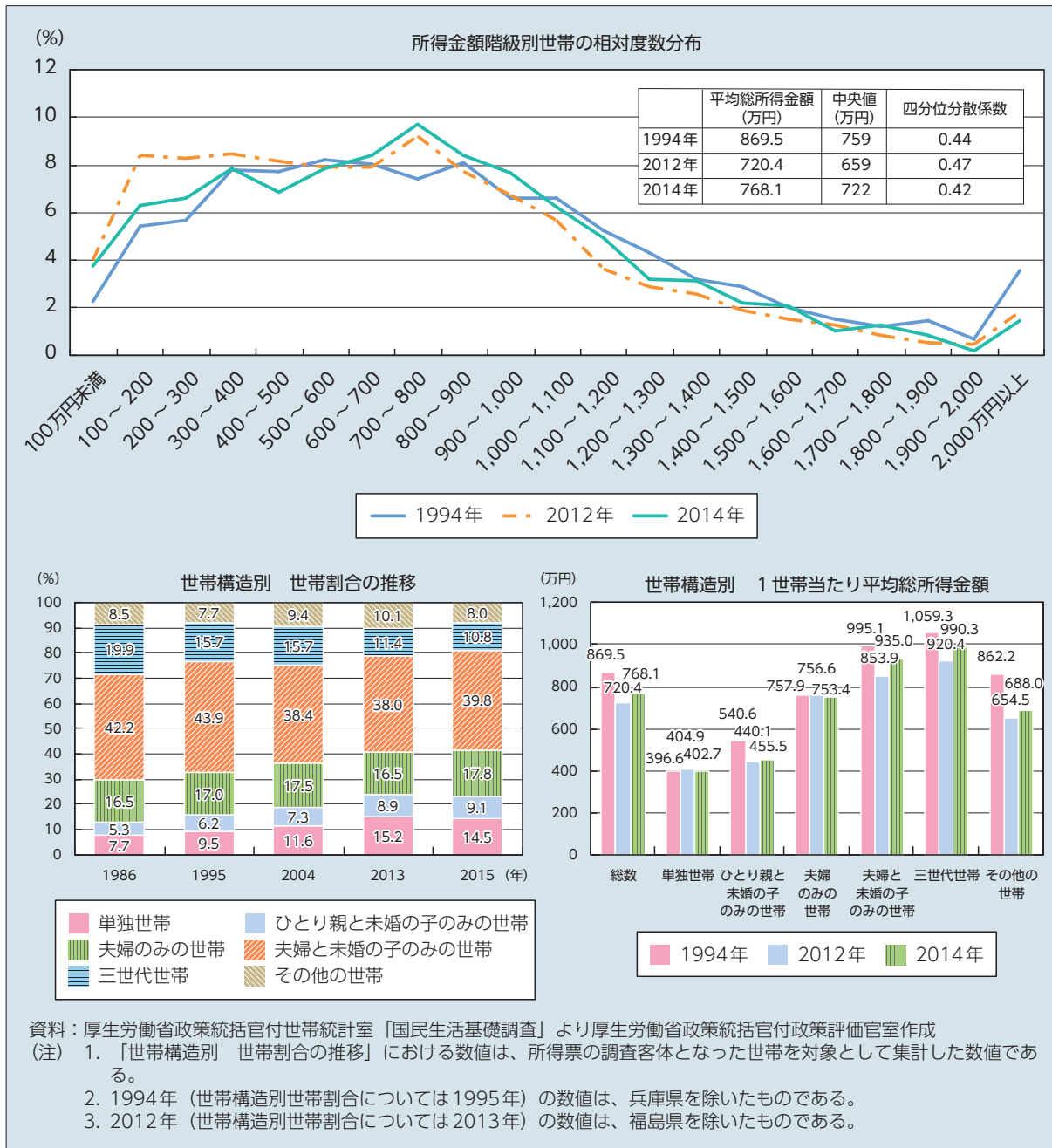
細かく見ると、世帯総所得金額が300万円未満の世帯割合が増加する一方で、1,000万円以上の世帯割合は減少している。また、1世帯当たり平均総所得金額は869.5万円から768.1万円に、中央値も759万円から722万円に減少している。なお、2012年から2014年にかけては、世帯総所得金額300万円未満の世帯割合の減少や700万円以上の世帯割合の増加、1世帯当たり平均総所得金額や中央値の増加など、改善傾向が見られている。

次に、世帯構造別の構成割合と1世帯当たり平均総所得金額の変化を見ると、構成割合については、世帯所得の高い三世代世帯の割合が減少し、世帯所得の低い単独世帯やひとり親と未婚の子のみの世帯の割合が増加する一方、1世帯当たり平均総所得金額についてはひとり親と未婚の子のみの世帯で減少が見られる。この世帯主年齢層の4割程度を占める夫婦と未婚の子のみの世帯の1世帯当たり平均総所得金額も減少（世帯総所得金額1,000万円以上の世帯割合が減少）^{*8}しているが、2012年から2014年にかけては増加している。

以上をまとめると、世帯主が50～59歳の世帯は、三世代世帯の割合の減少、単独世帯、ひとり親と未婚の子のみの世帯の割合の増加に加え、ひとり親と未婚の子のみの世帯の所得の減少^{*8}や、夫婦と未婚の子のみの世帯のうち高所得世帯の所得の減少によって、所得分布全体が所得の低い方にシフトしているといえる。

^{*8} 厚生労働省政策統括官付政策評価官室において「国民生活基礎調査」を集計したところ、世帯主が50～59歳の世帯のうち世帯総所得金額が300万円未満の世帯の割合は、1994年から2014年にかけて、ひとり親と未婚の子のみの世帯で29.5%から36.0%に上昇している。また、世帯総所得金額が1,000万円以上の世帯の割合は、1994年から2014年にかけて、夫婦と未婚の子のみの世帯で41.9%から38.6%に減少している。

図表 2-1-6 世帯主が50～59歳の世帯 世帯総所得金額の動向



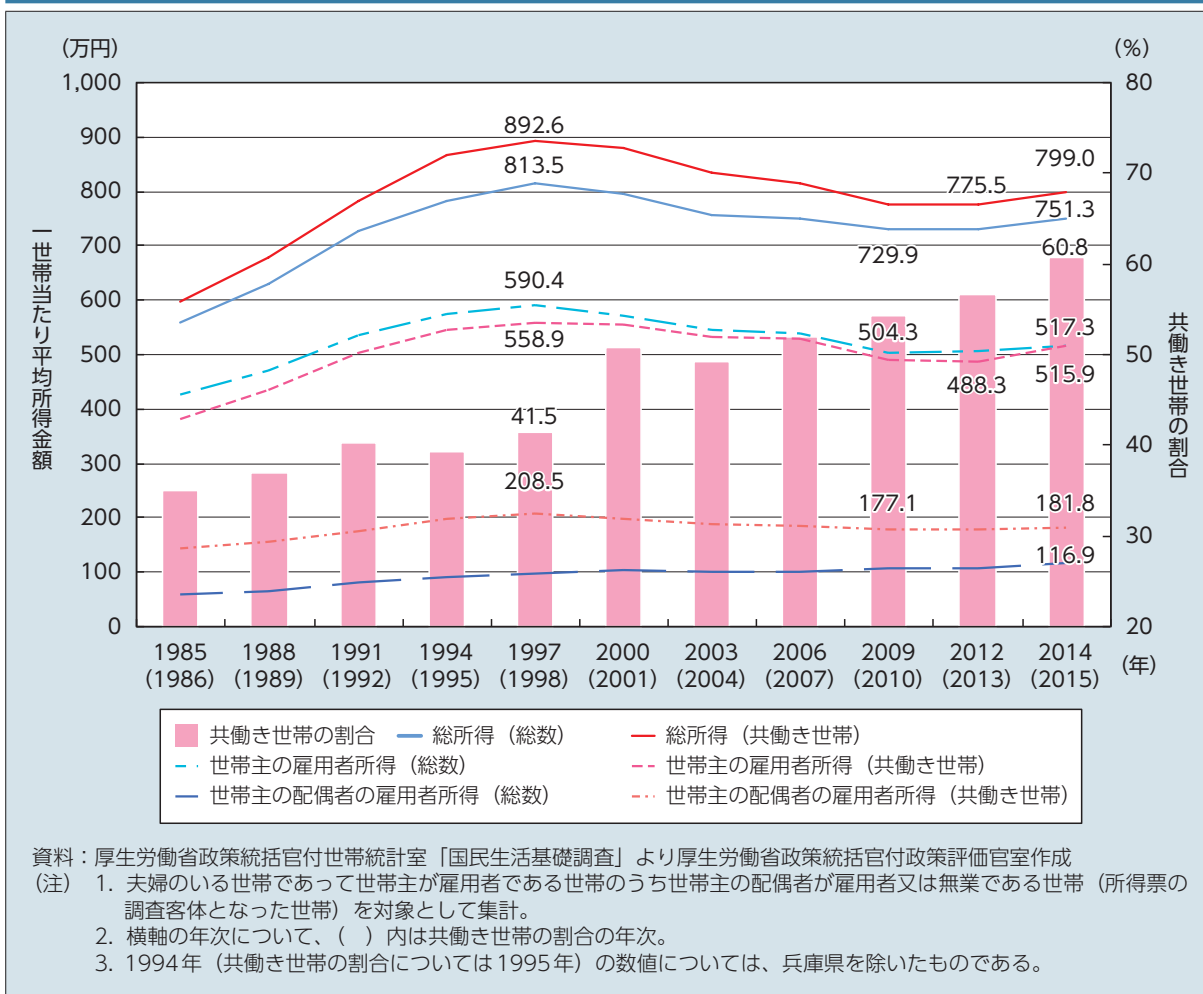
(1990年代半ばから世帯主の雇用者所得が減少する中で共働き世帯割合は増加)

図表2-1-7は、夫婦のいる世帯のうち世帯主が雇用者である世帯^{*9}について、世帯総所得、世帯主と世帯主の配偶者の雇用者所得の1世帯当たり平均所得金額及び世帯主の配偶者が雇用者である世帯（以下「共働き世帯」という。）の割合の年次推移を表したものである。

共働き世帯の1世帯当たり平均所得金額の動きを見ると、総所得は1997年の892.6万円をピークに2012年まで減少傾向が続いていたが、2014年には回復し、799.0万円となっている。世帯主の雇用者所得は1997年の558.9万円をピークに2012年の488.3万円まで減少していたが、2014年では515.9万円に増加している。世帯主の配偶者の雇用者所得は1997年の208.5万円をピークに2009年の177.1万円まで減少していたが、2014年では181.8万円に若干増加している。

夫婦のいる世帯に占める共働き世帯の割合は1997年の41.5%から2014年には60.8%と大きく増加しており、1990年代半ばから世帯主の雇用者所得が伸び悩む中で世帯主の配偶者の雇用者所得が世帯収入を補う世帯が増加していることが確認できる。その結果、世帯主が雇用者である夫婦のいる世帯全体で見ると、1997年から2014年にかけての1世帯当たり平均総所得金額は7.6%の減少となっており、世帯主の雇用者所得（12.4%の減少）より減少幅が小さくなっている。

図表2-1-7 夫婦のいる世帯の世帯総所得 世帯主・世帯主の配偶者の雇用者所得 推移



^{*9} 夫婦のいる世帯であって世帯主が雇用者である世帯のうち世帯主の配偶者が雇用者又は無業である世帯を対象として集計。

(高齢者世帯では世帯総所得100万円未満の世帯割合は減少、200～500万円未満の世帯割合が増加)

図表2-1-8は、高齢者世帯について世帯総所得の1994年から2014年にかけての変化を見たものである。

高齢者世帯全体について大きく見ると、世帯総所得の平均値や中央値に大きな変化はないが、低所得世帯割合の減少や中所得世帯割合の増加により、所得分布のばらつきが縮小している。

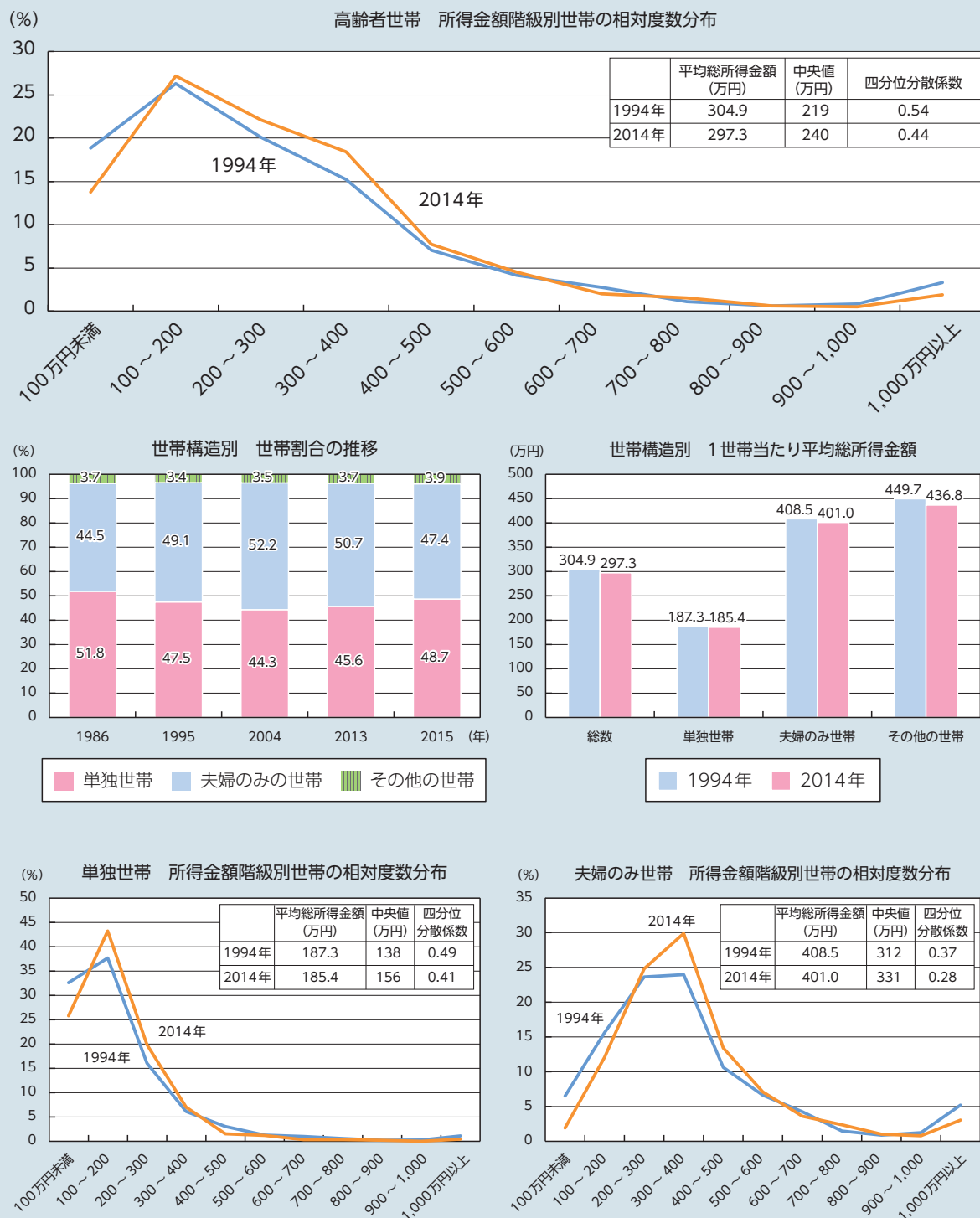
細かく見ると、世帯総所得金額が100万円未満の世帯割合は減少する一方、200～500万円未満の世帯割合が増加している。1世帯当たり平均総所得金額は304.9万円が297.3万円と、中央値は219万円が若干増加して240万円となっているが、大きな変化はない。

次に、世帯構造別の構成割合と1世帯当たり平均総所得金額の変化を見ると、1995年から2015年にかけて、単独世帯と夫婦のみ世帯の構成割合はそれぞれ約半数で推移しており、大きな変化はない。1世帯当たり平均総所得金額については、単独世帯と夫婦のみ世帯いずれも大きな変化はないが、夫婦のみ世帯は単独世帯の約2倍となっている。なお、単独世帯及び夫婦のみ世帯いずれについても、低所得世帯割合の減少と中所得世帯割合の増加^{*10}が見られる。

以上をまとめると、高齢者世帯については、世帯構造別の構成割合、平均値や中央値に大きな変化はないが、単独世帯、夫婦のみ世帯いずれにも見られる低所得世帯割合の減少や中所得世帯割合の増加により、高齢者世帯全体でも低所得世帯割合の減少や中所得世帯割合の増加が見られ、これにより所得分布のばらつきが縮小しているといえる。

^{*10} 厚生労働省政策統括官付政策評価官室において「国民生活基礎調査」を集計したところ、1994年から2014年にかけて、高齢者世帯のうち単独世帯では、世帯総所得金額が100万円未満の世帯の割合は32.6%から25.8%に減少し、100～200万円未満の世帯の割合は37.7%から43.2%に、200～300万円未満の世帯割合は16.1%から19.9%に増加している。また、高齢者世帯のうち夫婦のみ世帯では、世帯総所得金額が100万円未満の世帯割合は6.5%から1.9%に、100～200万円未満の世帯割合は15.6%から12.1%に減少し、300～400万円未満の世帯割合は24.0%から29.9%に、400～500万円未満の世帯の割合は10.6%から13.4%に増加している。

図表 2-1-8 高齢者世帯 世帯総所得金額の動向



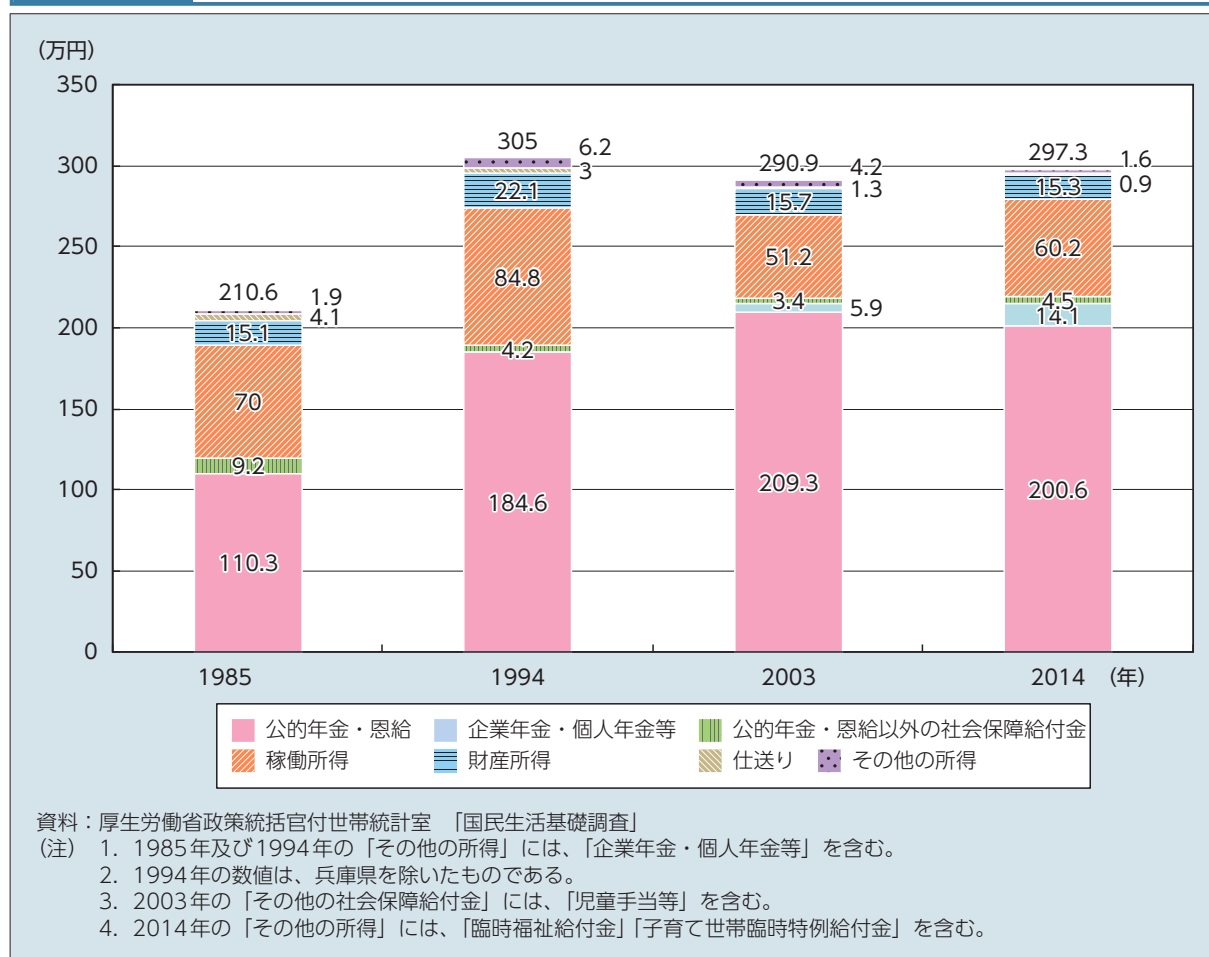
資料：厚生労働省政策統括官付世帯統計室「国民生活基礎調査」より厚生労働省政策統括官付政策評価官室作成

- (注) 1. 「高齢者世帯」は、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の子が加わった世帯をいう。ただし、1994年（世帯構造別 世帯割合については1986年及び1995年）の数値については、「高齢者世帯」を「65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の者が加わった世帯」として集計。
2. 「世帯構造別 世帯割合の推移」における数値は、所得票の調査客体となった世帯を対象として集計した数値である。
3. 1994年（世帯構造別世帯割合については1995年）の数値は、兵庫県を除いたものである。
4. 世帯構造別世帯割合の2013年の数値は、福島県を除いたものである。

(高齢者世帯の所得水準の改善には年金制度の成熟化が貢献)

高齢者世帯の所得分布が改善した理由としては、年金制度の成熟化が影響しているものと考えられる。図表2-1-9は、高齢者世帯の1世帯当たり平均所得金額について、所得の種類別に年次推移を見たものであるが、1994年と2014年を比べると、公的年金・恩給に企業年金・個人年金などを加えた1世帯当たりの平均所得金額は184.6万円から214.7万円に増加している。

図表2-1-9 高齢者世帯の1世帯当たり平均所得金額 所得の種類別 推移



2 1人当たりの所得水準の動向

1では、世帯総所得の動向について概観した。一方で、世帯の所得が同じでも世帯員数が異なれば、世帯に属する世帯員一人一人が生活の糧とできる所得水準、言い換えれば、一人一人の生活水準は異なる。特に、近年の我が国においては、世帯構造の変化に伴い、各世代の平均世帯人数も減少していることから、世帯としての所得の動向に加えて、各世帯の世帯員一人一人の生活水準がどのようになるかという点に注目した分析を行っていくことが有用である。ここでは、世帯員一人一人の所得水準を示すものとして、等価所得(コラム「所得」の種類)を用いて分析を行っていく。

コラム 「所得」の種類

第2章第1節及び第4節では、家計所得についての各種データを扱っているが、一口に所得といっても様々な捉え方がある。ここでは「国民生活基礎調査」及び「所得再分配調査」での定義を中心に紹介する。本白書ではこれらの定義に基づいて記述している。

「1世帯当たりの所得」と「等価所得」

「1世帯当たりの所得」は、世帯を構成する世帯員の所得の合計額である。「世帯」とは、住居及び生計を共にする者の集まりをいう。

しかし、世帯によって世帯員数や世帯構成が異なるため、同じ所得水準の世帯でも世帯員単位で見たときの生活水準が同じと単純に評価することができない。

世帯の所得をどのようにして世帯員単位に変換するかについては、本来、世帯人員数や世帯員の年齢構成などを考慮することが必要であるが、こうした変換は非常に複雑であることから、OECDなどでは、世帯の所得を世帯人員の平方根で割って調整したものを「等価所得」として算出し、世帯員単位の所得とみなすという方法がとられている。

当初所得、総所得、可処分所得、再分配所得

「当初所得」とは、雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、財産所得、家内労働所得、雑収入、私的給付（仕送り、企業年金、生命保険金等）の合計額をいう。つまり、社会保障による再分配前の所得であるということもできる。

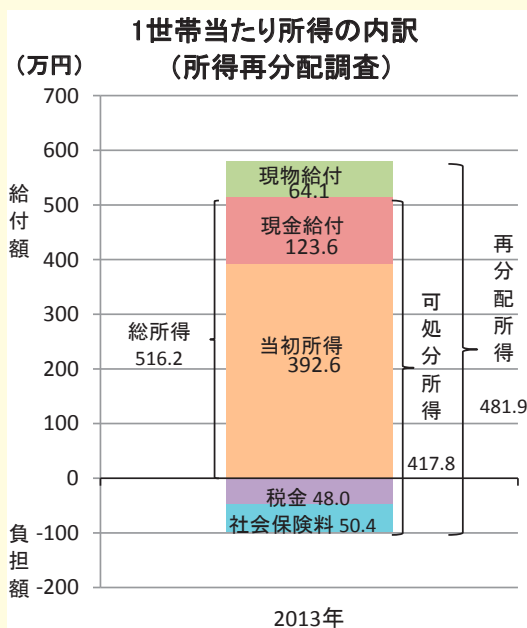
「総所得」は、当初所得に、社会保障によ

る現金給付額（すなわち、再分配による所得）を加えたものである。

「可処分所得」は、総所得から税金及び社会保障料を控除したものである。いわば「手取り収入」ということができる。「等価可処分所得」は、1世帯当たりの可処分所得を世帯員数の平方根で割ったものである。

「再分配所得」は、「可処分所得」に、社会保障による現物給付を加えた所得である。所得再分配調査では、医療・介護・保育の利用日数などを調査した上で、現物給付の給付金額を推計している。

再分配所得は、国民の真の所得水準を知るために最も近い所得であるともいえるが、現物給付の把握が難しいことなどから、我が国で再分配所得まで把握しているのは所得再分配調査のみとなっている。



(1) 等価可処分所得の動向

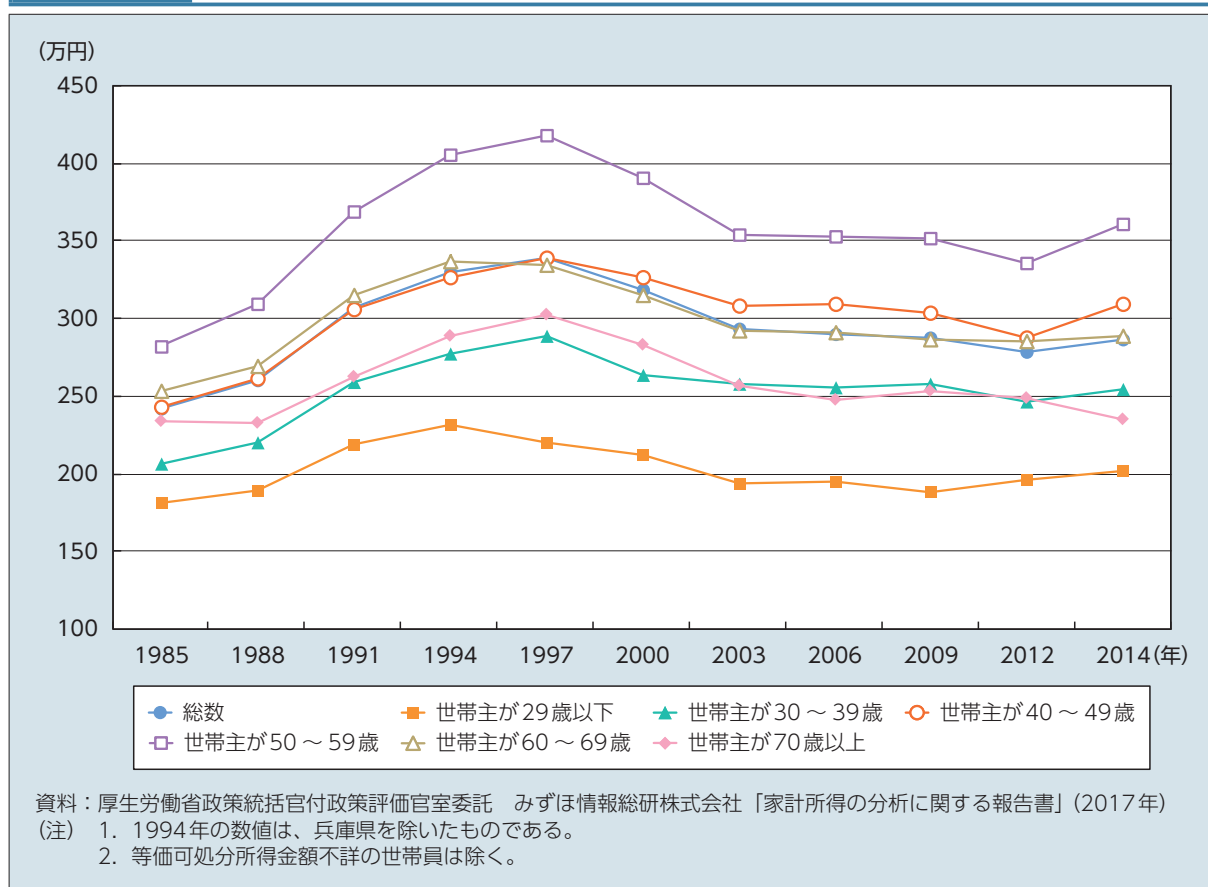
(等価可処分所得で見ると現役世代は高齢世代と同じ水準)

図表2-1-10は、世帯主の年齢階級別に見た平均等価可処分所得金額の年次推移を示したものである。現役・高齢いずれの世代でも、1990年代半ば頃をピークに平均等価可処分所得金額は減少しているが、2003（平成15）年以降は横ばいとなり、2012（平成24）年から2014（平成26）年にかけては世帯主が70歳以上の世帯を除き、全ての世帯主年齢階級で増加している。

世帯主年齢別の水準を比較した場合、世帯主が50～59歳の世帯が最も高い。世帯主が40～49歳の世帯がこれに続くが、その水準は世帯主が60～69歳の世帯の水準と近くなっている。また、世帯主が30～39歳の世帯の水準は世帯主が70歳以上の世帯とほぼ同じ水準となっている。

1でも見たとおり、世帯単位で見ると、高齢者世帯の総所得金額は、高齢者世帯以外の世帯の総所得金額に対して平均的には半分程度であるが、高齢者世帯は現役世代に比べると平均的には世帯人数が少ない。こうしたことから、世帯人数を調整した1人当たりの所得水準は、高齢世代が世帯主である世帯と現役世代が世帯主である世帯とほぼ同じ水準になっている。

図表2-1-10 世帯主年齢階級別 平均等価可処分所得金額の推移



(高齢世代と現役世代の等価可処分所得の水準が同じである背景には等価拠出金額の違いも影響)

図表2-1-11は、等価可処分所得の増減に影響を与える要因を分析するため、所得の種類別内訳を等価で見るとともに、可処分所得金額の算出に当たって総所得金額から控除する拠出金(税金及び社会保険料)についても等価金額にして、年次推移を見たものである。

世帯主が30～40歳代の世帯について見ると、雇用者所得については、1994年から2012年にかけてやや減少していたが、2014年は1994年とほぼ同じ水準に回復している。また、2012年以降、児童手当等が所得金額の上昇に寄与している一方、事業所得等の減少や拠出金の増加により、等価可処分所得の伸びが抑えられていることがわかる。

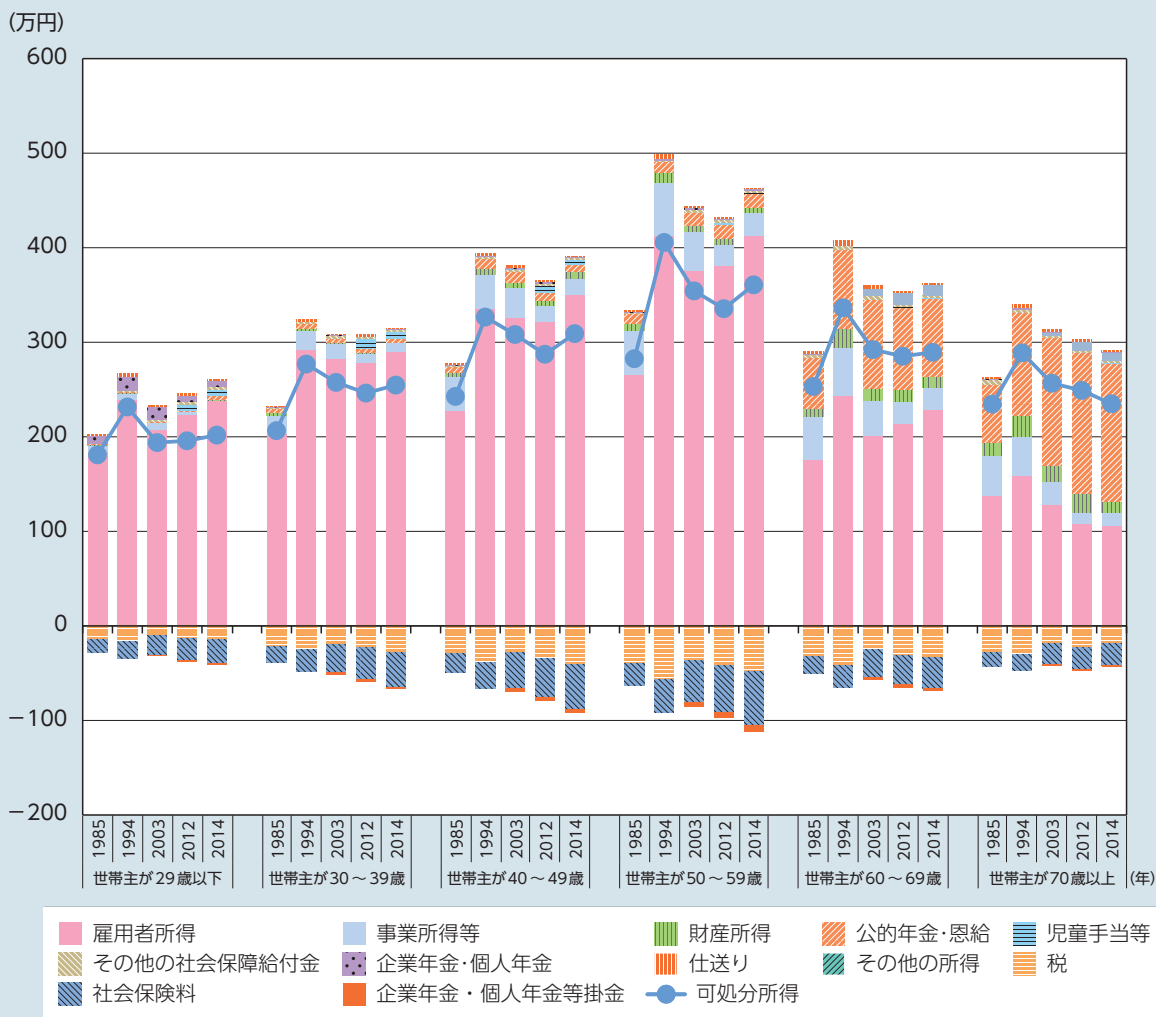
世帯主が50歳代の世帯においても、雇用者所得は、2014年には1994年とほぼ同じ水準に回復しているが、事業所得の減少がほかの年代より大きく、拠出金も増加していることから、1994年から2012年にかけての可処分所得の減少が他の世代より大きく、2014年においても十分に回復していない。

世帯主が60～69歳、70歳以上の世帯においては、等価所得の合計額は1994年をピークに減少傾向にあるが、等価拠出金額はほぼ横ばいとなっている。また、公的年金・恩給については、1994年から2012年にかけて、世帯主が70歳以上の世帯において増加している。雇用者所得については、世帯主が60～69歳の世帯において近年増加傾向が見られるが、世帯主が70歳以上の世帯においては減少傾向にある。雇用者所得は、高齢の世帯主自らが稼働した雇用者所得のほかに、同居する子などの雇用者所得を等価化したものも含まれることに留意する必要がある。特に、世帯主が70歳以上の世帯の雇用者所得等の減少には、これらの世帯で三世帯世帯の割合が減少していることも影響している。

世帯主30歳代の世帯より等価総所得金額では低い世帯主70歳以上の世帯の等価可処分所得金額が世帯主が30歳代の世帯と同じに、世帯主が40歳代の世帯より等価総所得金額では低い世帯主が60歳代の世帯の等価可処分所得金額が世帯主が40歳代の世帯とほぼ同じになっている背景には、こうした等価拠出金額の違いも影響していることがわかる。

図表2-1-11

世帯主年齢階級別 平均等価所得種類別金額・平均等価拠出金金額・平均等価可処分所得金額 推移



資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室委託 みずほ情報総研株式会社「家計所得の分析に関する報告書」（2017年）

- (注)
1. 事業所得等：「事業所得」「農耕・畜産所得」「家内労働所得」の合計額として集計。
 2. 1985年及び1994年の「その他の所得」には、「企業年金・個人年金等」を含む。
 3. 1994年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 4. 2003年の「その他の社会保障給付金」には、「児童手当等」を含む。また、「雇用保険」を含む額として集計。
 5. 2012年及び2014年の「その他の社会保障給付金」は、「雇用保険」を含む額として集計。
 6. 2014年の「その他の所得」には、「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」を含む。
 7. 「平均等価可処分所得」には、等価可処分所得金額不詳は含まない。

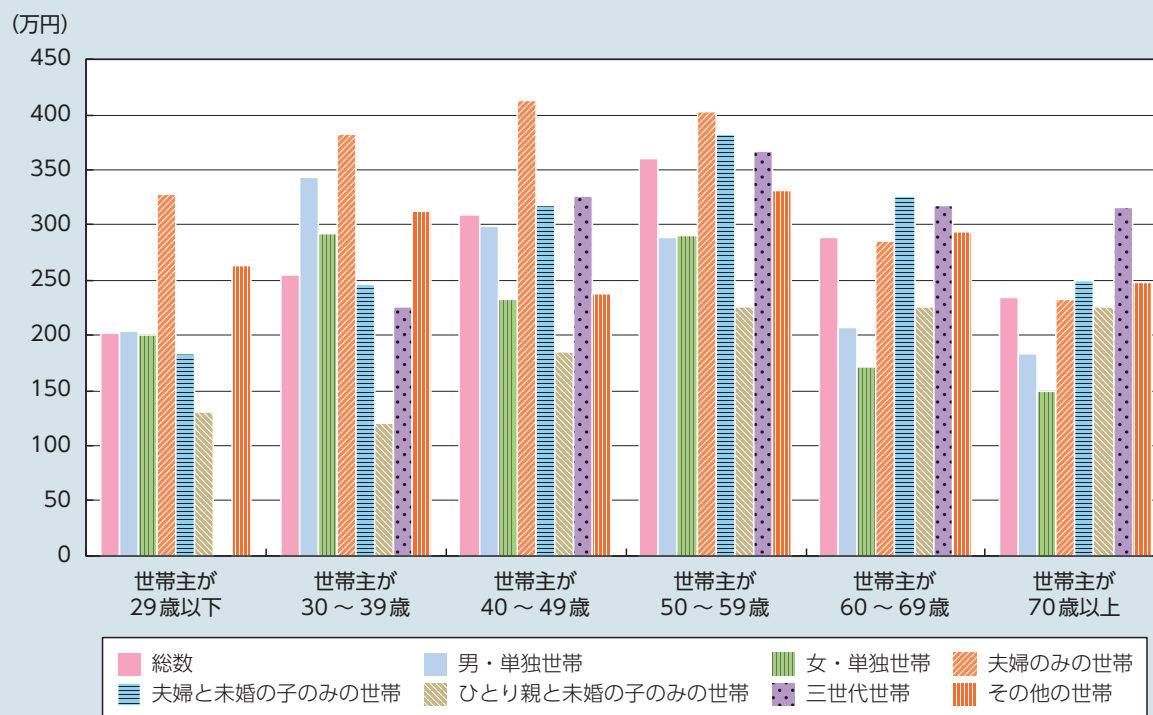
(現役世代ではひとり親と未婚の子のみの世帯の水準が低く高齢世代では女性単独世帯の水準が低い)

図表2-1-12は、世帯主の年齢階級別に世帯構造別の平均等価可処分所得金額を見たものである。世帯主が50歳以下の世帯では、ひとり親と未婚の子のみの所得金額が他に比べて特に低くなっており、それぞれの世代の平均等価可処分所得金額の6割程度となっている。一方で、単独世帯の平均等価可処分所得金額は、世帯主が30歳以下の世帯では男女とも平均値を上回るかこれに近い水準であり、夫婦と未婚の子のみの世帯と比べてもこれを上回る水準となっていることがわかる。

世帯主が60歳以上の高齢世代について見ると、女性単独世帯の平均等価可処分所得金額が最も低く、男性単独世帯がこれに次いで低い。

1人当たりの所得水準という点で見た場合、現役世代ではひとり親と未婚の子のみの世帯が、高齢世代で見ると単独世帯、中でも女性の単独世帯が低い水準にあることがわかる。

図表2-1-12 世帯主年齢階級別 世帯構造別 平均等価可処分所得金額 (2014年)



資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室委託 みずほ情報総研株式会社「家計所得の分析に関する報告書」(2017年)

(注) 1. 「世帯主が29歳以下」の「三世帯世帯」については該当世帯がなかったため掲載していない。

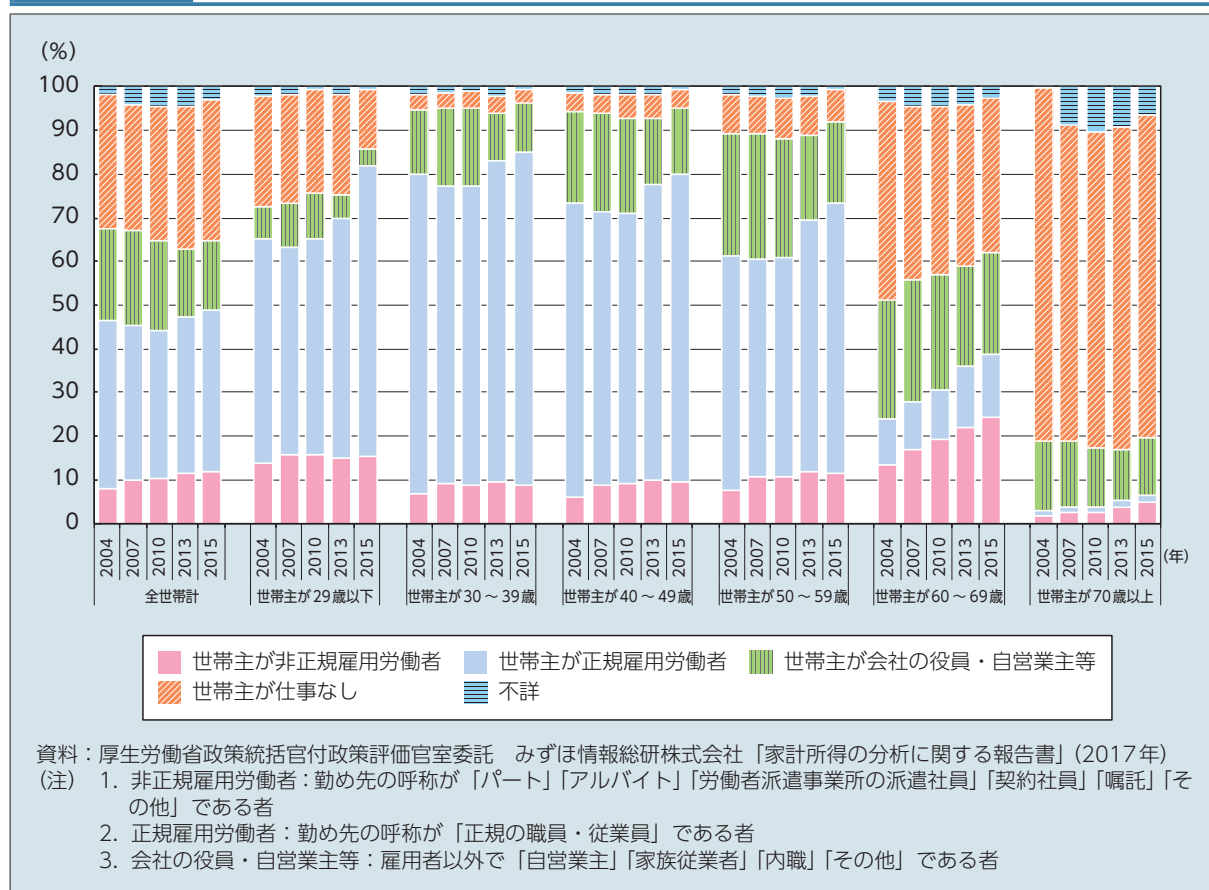
2. 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

(非正規雇用労働者が世帯主である世帯は現役世代では全体の1割程度)

ここまでは、主に、家計所得と世帯構造の関係を見てきた。近年、非正規雇用労働者が増加し、全体の雇用者に占める割合も4割近くになる中で、こうした雇用者の就業状況の変化は、家計所得の動向とも関連をしている可能性がある。ここでは、世帯主の年齢階級別に見た世帯主の就業状況の動向と、世帯主の就業状況別の等価所得の動向について概観しておきたい。

まず、図表2-1-13により、世帯主の年齢階級別に世帯主の就業状況について見てみると、世帯主が30～50歳代の世帯においては、2004年以降非正規雇用労働者が世帯主である割合は増加傾向にあるものの、おおむね全体の1割程度となっており、現役世代では全世帯に占める非正規雇用労働者が世帯主である割合は、それほど多くはない（非正規雇用労働者の世帯属性については、コラム「非正規雇用労働者の世帯属性」参照）。世帯主が60歳代の世帯では、非正規雇用労働者が世帯主である世帯の割合は2004年以降2015年までの間にほぼ倍増し、全体の2割を超える一方、世帯主が無職の世帯割合が大きく減少しており、高齢者就業の増加が読み取れる。

図表 2-1-13 世帯主年齢階級別 世帯主就業状況別 世帯割合 推移



コラム

非正規雇用労働者の世帯属性

非正規雇用労働者は増加しているが、世帯主になっている人は少ない

非正規雇用労働者（勤め先の呼称が、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員などの人）は長期的に増加傾向にあり、2016（平成28）年には2,023万人、雇用者全体の4割近くを占めるに至っている（図表1-2-9を参照）。

一方、図表2-1-13のように、世帯主の内訳で見ると、非正規雇用労働者の世帯主は全世帯の1割程度にとどまっており、増加幅も少ない。

それでは非正規雇用労働者は、世帯内でどのような位置づけの人が多いのだろうか。世帯属性を見ることで、非正規雇用労働者の生活の一端が見えてくる。

非正規雇用労働者の約2割が親と同居

下図により、まず2016（平成28）年の非正規雇用労働者数を男女別に見ると、男性より女性の方が圧倒的に多い。そして、女性の多く（年齢計で約800万人）が世帯主の配偶者である。男性も合わせると、非正規雇用労働者全体の約4割が世帯主の配偶者である。

また、男女とも15～44歳層を中心に「世帯主の子又は子の配偶者」も多く、年齢計で

は約480万人、非正規雇用労働者全体の2割を超える。

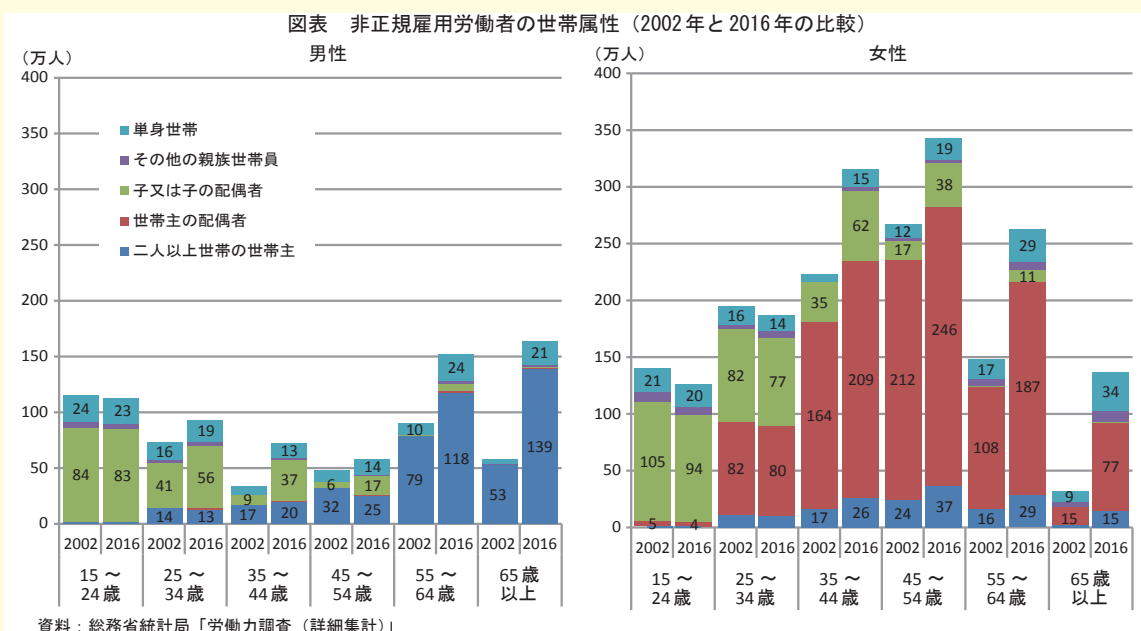
非正規雇用労働者で二人以上世帯の世帯主となっているのも約2割（約440万人）で、男性の55歳以上の層に多い。単身世帯は、男女とも各年齢層に見られるが、年齢計でも非正規雇用労働者の約1割にとどまる。

いわゆる「主婦パート」が多いのはそれほど驚くことではないとしても、若年世代を中心に、世帯主である親と同居するケースが単身世帯などよりもずっと多いことが注目される。

非正規雇用の世帯主の増加は高齢層が中心

比較可能な2002（平成14）年からの変化を見ると、2人以上世帯の世帯主は男性の55歳以上層で大きく増加し、男性の他の年代は横ばいかやや減少傾向にある。また、女性の世帯主配偶者は、35歳以上の幅広い年代で増加している。世帯主の子又は子の配偶者は、54歳以下の層で最も増加数が多い世帯属性となっている。単身世帯は、男女とも55歳以上層を中心にやや増加している。

非正規雇用労働者の世帯主の増加は、単身世帯も含めて高齢層が中心で、現役世代の増加はわずかである。

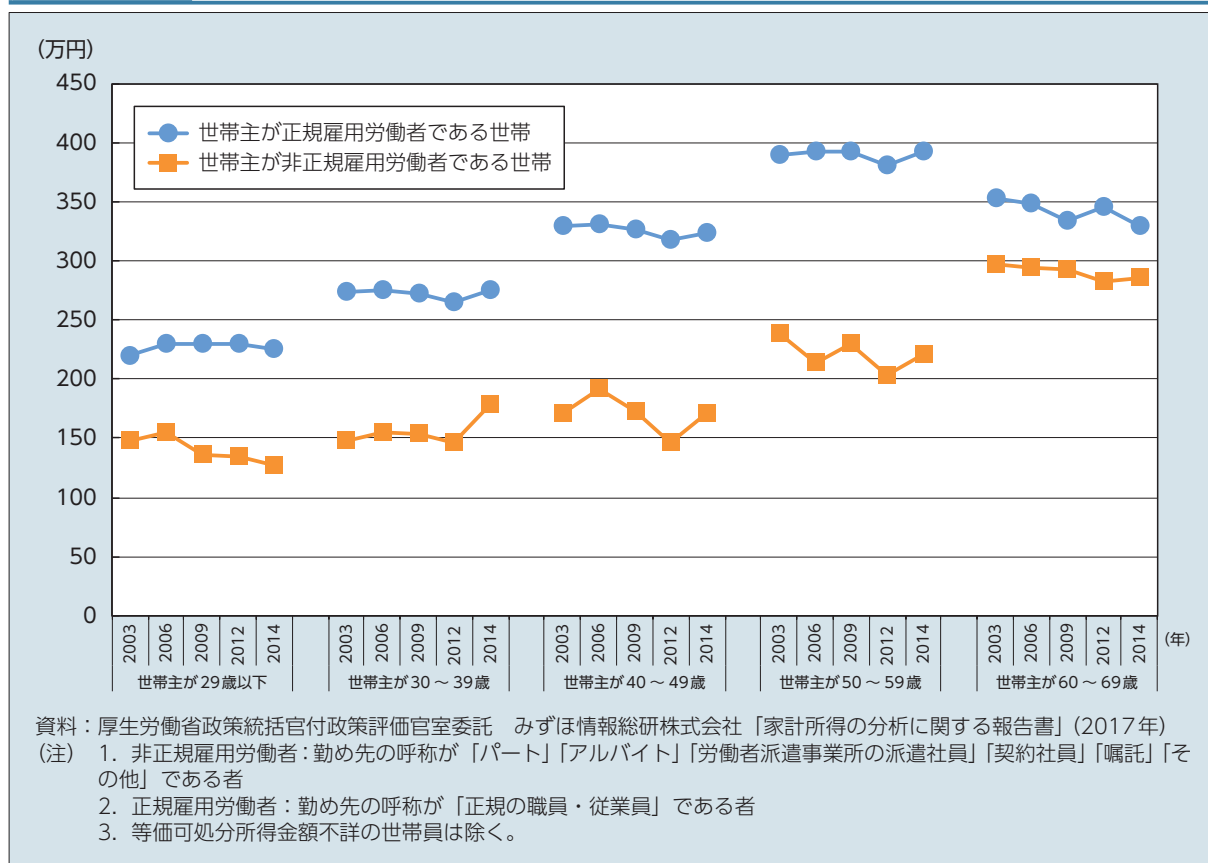


(非正規雇用労働者が世帯主である現役世帯の平均等価可処分所得金額は正規雇用労働者が世帯主である世帯の6割程度)

次に、図表2-1-14により、世帯主の年齢階級別に非正規雇用労働者が世帯主である世帯と正規雇用労働者が世帯主である世帯の平均等価可処分所得金額の年次推移を見てみよう。2003年以降、世帯主が30～50歳代の世帯では、非正規雇用労働者が世帯主である世帯の平均等価可処分所得金額は正規雇用労働者が世帯主である世帯の6割程度で推移しており、世帯主が非正規雇用労働者である現役世帯は世帯員1人当たりの所得水準でも厳しい水準に置かれていることがわかる。

非正規雇用労働者を取り巻く状況については第2節で後述するが、非正規雇用労働者は、賃金水準が正規労働者に比べて低いために、非正規雇用労働者が世帯主である世帯は世帯員1人当たりの所得水準も低くなる傾向にあると考えられる。

図表2-1-14 世帯主年齢階級別 世帯主就業状況別 平均等価可処分所得金額 推移



(2) ジニ係数・相対的貧困率の動向

(1) では、世帯主年齢階級別の平均等価可処分所得の分析を行った。次に、等価所得のばらつきがどうなっているのかを見てみよう。所得のばらつき（格差）の状況を示す指標には様々なものがあるが、ここでは、代表的な指標であるジニ係数と相対的貧困率を用いて、その動向について概観する（ジニ係数と相対的貧困率の考え方については、コラム「ジニ係数」と「相対的貧困率」を参照）。

コラム 「ジニ係数」と「相対的貧困率」

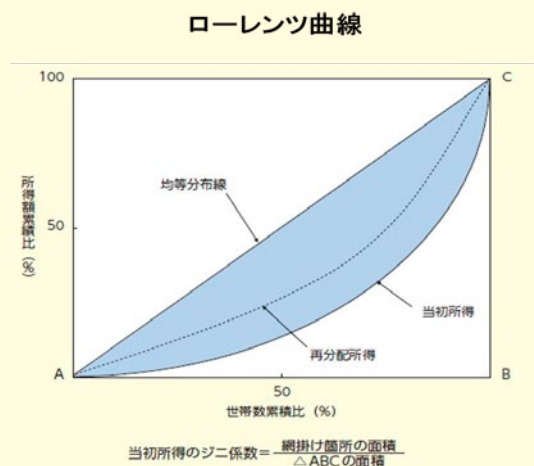
「ジニ係数」と「相対的貧困率」は、いずれも所得の格差を示す指標としてよく用いられる。しかし、両者の計算方法の違いから、それぞれの指標が異なる動きとなりうることを知っておこう。

ジニ係数

所得のジニ係数は、世帯所得又は個人の等価所得を所得の低い順に並べ、世帯・個人数の累積比率を横軸に、所得額の累積比率を縦軸にとってグラフを描く（この曲線をローレンツ曲線という。）ことにより算出する。全員（又は全世帯）の所得が同一であれば、ローレンツ曲線は、原点を通る傾斜45度の直線に一致する。これを「均等分布線」という。逆に、所得が不均等でばらつきが大きければ大きいほど、ローレンツ曲線は均等分布線から遠ざかる。例えば、1世帯が所得を独占し、他の世帯の所得がゼロである完全不均等の場合には、ローレンツ曲線は、点A、B、Cを結んだ線になる（下図参照）。

ジニ係数は、ローレンツ曲線と均等分布線で囲まれる弓形の面積が、下図の三角形ABCの面積に占める比率をいい、0に近いほど所得格差が小さく、1に近いほど所得格差が大きいということになる。

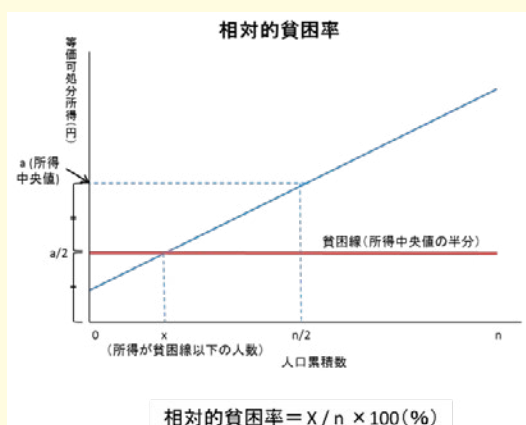
また、世帯員年齢階級別のジニ係数は、該当する年齢階級の人口のみでローレンツ曲線を描いて計算するので、当該年齢階級の中での所得の均等度を表すことになる。



相対的貧困率

本白書で扱う相対的貧困率は、等価可処分所得が「貧困線」（等価可処分所得の中央値の半分）を下回る人の割合として計算されている。例えば、個人を所得の低い方から並べ、人口の半分と同じ順番の人の所得（所得中央値）が仮にa円であった場合、その半分であるa/2円が「貧困線」となる。このとき相対的貧困率は、所得がa/2円以下の人が全人口に占める割合となる（下図参照）。

また、年齢階級別貧困率は、当該年齢階級の人口のうち等価可処分所得が貧困線以下の人の割合として算出する。このため、当該年齢階級の人がみな貧困線を下回る低所得層であり、所得水準に大きな差がないような場合は、当該年齢階級のジニ係数は低いが、相対的貧困率は高いということになる。



両者の特徴

ジニ係数は、ローレンツ曲線が描く図形の面積で所得の均等度を計算するため、その図形の形状、すなわち所得のばらつきの実態が異なる場合でも、同じ係数となる場合がある。

また、相対的貧困率は、所得が中央値を下回る人に主に着目して計算するため、所得が中央値より上の人の所得水準の変化を反映しにくいという特徴がある。例えば、所得水準が全国1位の人の所得だけが倍増した場合、ジニ係数は大きくなるが、相対的貧困率は変わらないということになる。

1 ジニ係数の動向

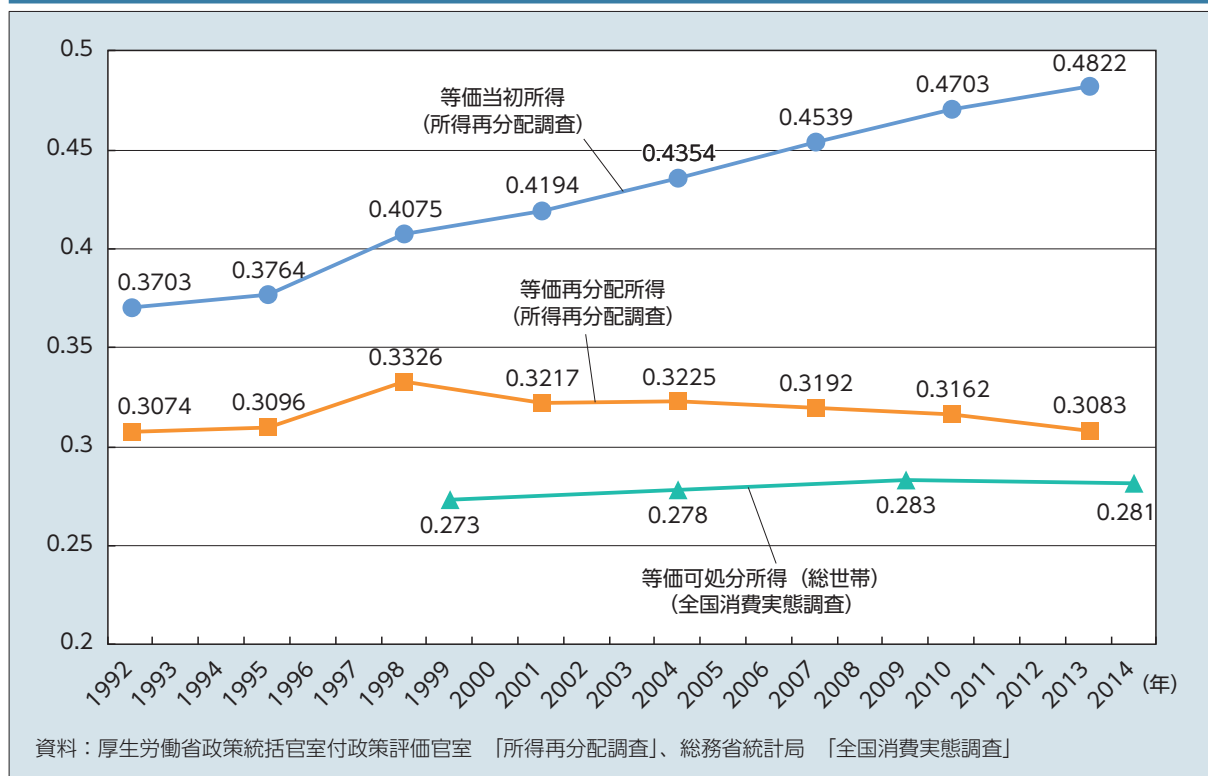
(総世帯員の等価再分配所得のジニ係数は低下傾向にあり格差は縮小傾向)

図表2-1-15は、総世帯員の等価所得のジニ係数の年次推移を見たものである。厚生労働省政策統括官付政策評価官室「所得再分配調査」によると、等価当初所得のジニ係数は、1992（平成4）年以降一貫して上昇傾向にあるが、これは、現役世帯に比べて年金以外の稼働所得等の少ない高齢者世帯や単独世帯が増加しているためと考えられる。

一方で、所得再分配後の等価再分配所得のジニ係数については、等価当初所得よりも低く、1998（平成10）年の0.3326をピークに低下傾向にあり、2014（平成26）年では0.3083となっている。社会保障や税などの再分配により、等価当初所得での格差の拡大傾向が抑制され、再分配後の等価所得の格差が縮小傾向となっていることがわかる。国民それぞれは、年齢や就業形態に応じて、単独世帯、夫婦のみの世帯、夫婦と未婚の子からなる世帯、三世帯同居の世帯などを構成しているが、これら世帯の世帯員数の違いを調整した再分配後の所得水準（等価再分配所得）で見ると、国民一人一人の生活水準の格差は縮小している。

なお、総務省統計局「全国消費実態調査」における総世帯の等価可処分所得のジニ係数については、1999（平成11）年から2009（平成21）年までは緩やかな上昇傾向にあったが、2009年から2014年にかけては0.283から0.281とやや低下している。

図表2-1-15 等価所得 ジニ係数の推移

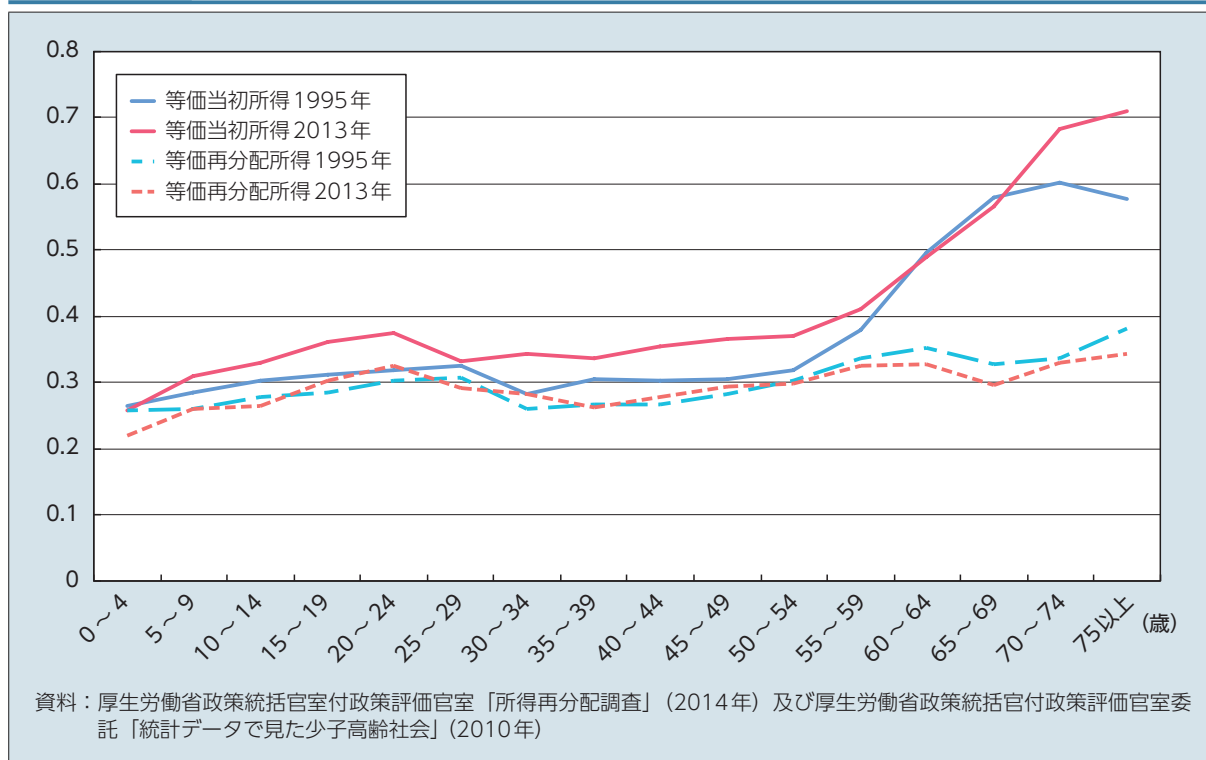


（等価再分配所得の格差は現役世代では拡大の傾向はなく、高齢世代では縮小の傾向）

図表2-1-16は、「所得再分配調査」により、1995（平成7）年と2013（平成25）年における世帯員の年齢階級別のジニ係数を見たものである。等価当初所得について見ると、いずれの年次においても若年世代よりも高齢世代の方がジニ係数が大きくなっており、当初所得では高齢世代の方が格差が大きいことがわかる。当初所得は年金を含まない雇用者所得、事業所得等がその内訳であるから、現役を引退して年金以外の所得のない高齢者と自ら雇用者所得、事業所得等のある高齢者の間で所得の差が大きくなるのは当然である。また、1995年から2013年にかけては、60歳代を除く全ての年代で等価当初所得のジニ係数が大きくなっており、等価当初所得ベースでは格差が拡大している。

一方、等価再分配所得は、いずれの年齢階級においても等価当初所得のジニ係数よりも低い。また、現役世代では等価当初所得のジニ係数の上昇にもかかわらず等価再分配所得のジニ係数は大きくは変わっておらず、等価再分配所得で見れば格差拡大傾向は見られない。さらに、60歳以上の世代では、等価再分配所得のジニ係数は1995年から2013年にかけて減少しており、等価再分配後所得で見る限り高齢世代では格差が縮小傾向にあることがわかる。これには、1でも見たような、年金制度の成熟化が貢献しているものと考えられる。

図表2-1-16 世帯員年齢階級別 等価所得 ジニ係数（1995年、2013年）



2 相対的貧困率の動向

（全世帯員、現役世代及び子どもの相対的貧困率は上昇傾向にあったが直近では低下。高齢者の相対的貧困率は長期的には低下傾向）

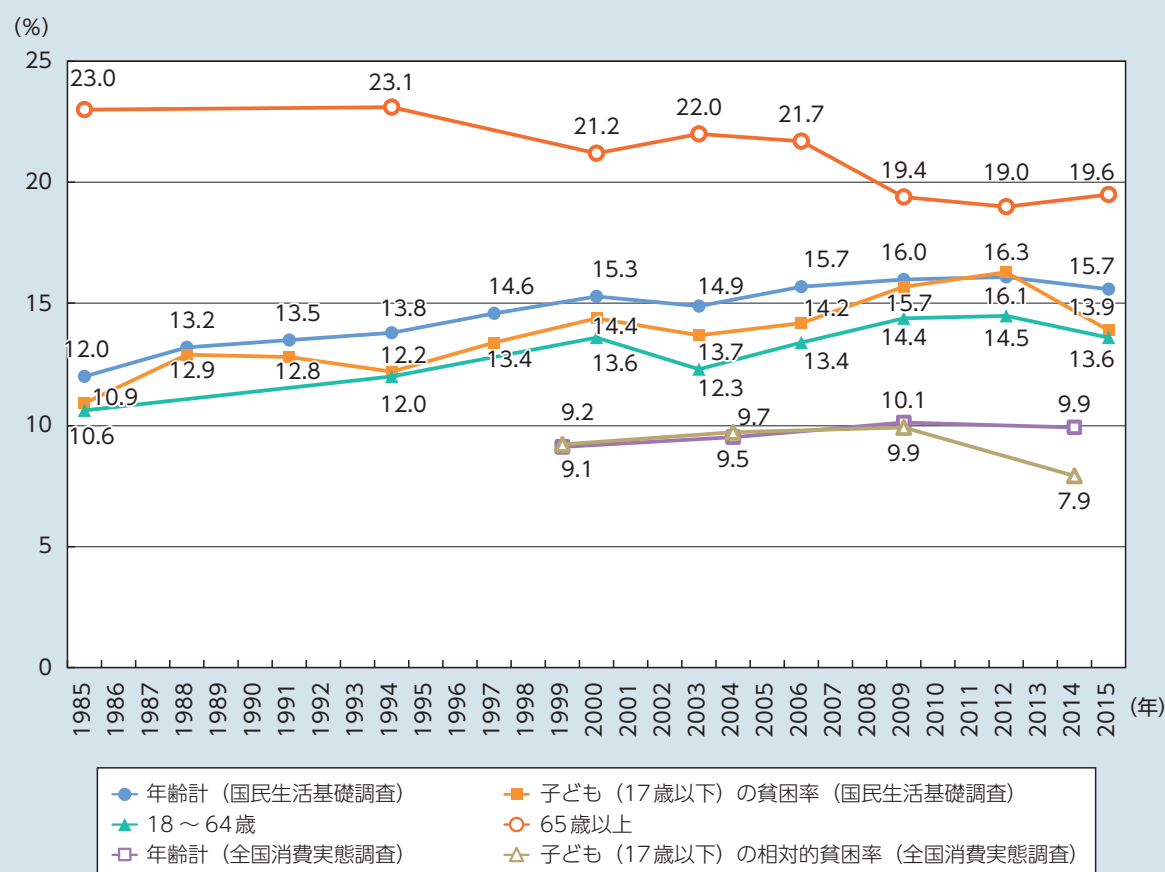
図表2-1-17は、全世帯員と年齢階級別の相対的貧困率の年次推移を見たものである。「国民生活基礎調査」によると、全世帯員の相対的貧困率は、1985（昭和60）年以降2012（平成24）年までは上昇傾向にあったが、2015（平成27）年には15.7%となり2012年に比べ

て0.4%ポイント低下している。この背景としては、2012年から2015年にかけて、経済の好転、雇用の増加により、現役世帯、特に児童のいる世帯の所得が増加したことがある。

年齢別の相対的貧困率を見ると、17歳以下の貧困率（子どもの貧困率）及び18～64歳の相対的貧困率は1985年以降上昇傾向にあったが、児童のいる世帯の所得の増加を背景に、直近ではいずれも低下しており、子どもの貧困率は2015年には13.9%（2012年に比べて2.4%ポイントの低下）、18～64歳の相対的貧困率は2015年には13.6%（2012年に比べて0.9%ポイントの低下）となっている。また、高齢者の相対的貧困率は他の年代よりも高いものの、1994年以降低下傾向にあり、2015年では19.6%まで下がっている。こうした傾向を踏まえると、高齢世代の所得格差が縮小傾向にあることがわかる。

なお、「全国消費実態調査」における相対的貧困率を見ると、全世帯員についても、子どもの相対的貧困率についても、1999年以降緩やかな上昇傾向にあったが、2009年から2014年にかけては、相対的貧困率が10.1%から9.9%に、子どもの相対的貧困率が9.9%から7.9%に改善している。

図表2-1-17 世帯員の年齢階級別にみた相対的貧困率 推移



資料：厚生労働省政策統括官付世帯統計室「国民生活基礎調査」及び総務省統計局「全国消費実態調査」より厚生労働省政策統括官付政策評価官室作成

- (注) 1. 「18～64歳」及び「65歳以上」の数値については、「国民生活基礎調査」より厚生労働省政策統括官付政策評価官室作成。
 2. 国民生活基礎調査に関する1994年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 3. 国民生活基礎調査に関する2015年の数値は、熊本県を除いたものである。
 4. 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 5. 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

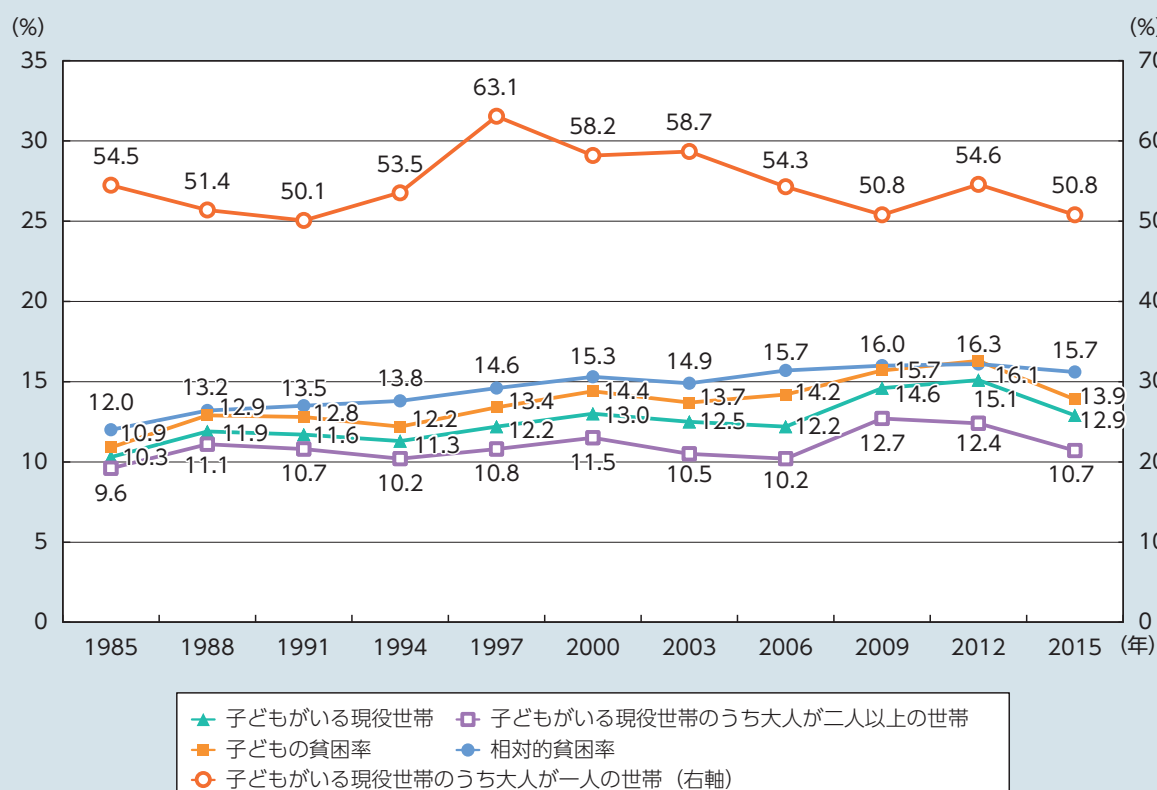
(子どもがいる現役世帯の貧困率は大人が一人の世帯で高いが、直近ではいずれの世帯構造でも改善)

図表2-1-18は、子どもがいる現役世帯について、世帯構造別の相対的貧困率の年次推移を見たものである。子どもがいる現役世帯の世帯員の相対的貧困率は、全世帯の世帯員の相対的貧困率や子どもの貧困率よりも低いが、そのうち大人が一人の世帯の世帯員の貧困率は、1997年以降低下傾向にあるものの、非常に高くなっている。

子どもがいる現役世帯及び大人が二人以上の世帯の世帯員の貧困率は、近年緩やかな上昇傾向にあったが直近では改善傾向が見られており、子どもがいる現役世帯の世帯員の貧困率は2015年には12.9%（2012年に比べて2.2%ポイントの低下）、大人が二人以上の世帯の世帯員の貧困率は2015年には10.7%（2012年に比べて1.7%ポイントの低下）となっている。また、大人が一人の世帯の世帯員の貧困率は、1997年をピークに低下傾向にあり、2012年から2015年にかけては、54.6%から50.8%へと大きく改善している。

大人が一人の世帯も含めた子どものいる現役世帯の世帯員の貧困率の改善が、子どもの貧困率の改善にも寄与していると考えられる。

図表2-1-18 世帯構造別 相対的貧困率の推移



資料：厚生労働省政策統括官付世帯統計室「国民生活基礎調査」

(注) 1. 1994年の数値は、兵庫県を除いたものである。

2. 2015年の数値は、熊本県を除いたものである。

3. 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

4. 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

5. 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

第2節 賃金の動向

次に、家計所得の主要な部分を占める賃金の動向について整理する。

1 就業形態別に見た状況

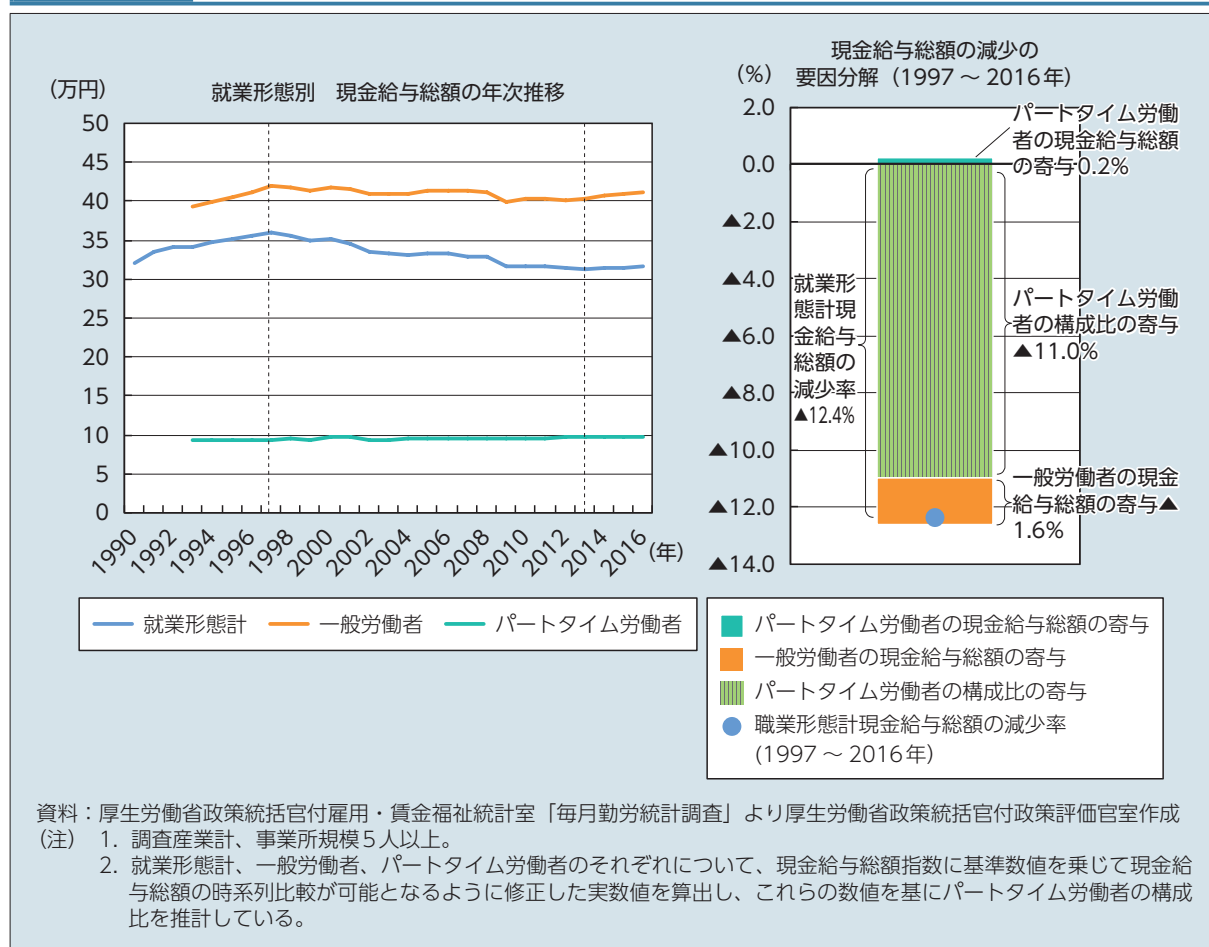
(パートタイム労働者比率の増加により賃金が減少)

まず労働者の1人当たりの賃金の動向について、図表2-2-1では、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の額である月額賃金（現金給与総額）の動きを、就業形態計、一般労働者、パートタイム労働者に分けて示している。

就業形態計の賃金は、1998（平成10）年以降減少基調にあったが、2014（平成26）年に緩やかな増加に転じた。

一般労働者とパートタイム労働者に分けて見ると、一般労働者の賃金については、小幅の増減はあったものの、就業形態計の賃金の動きと比較するとその変化は小さく、おおむね横ばいとなっている。パートタイム労働者の賃金については、1993（平成5）年の調査開始以降わずかながら増加が続いているが、長期的に見ると一般労働者と同様、おおむね横ばいで推移している。

図表2-2-1 就業形態別 現金給与総額の年次推移



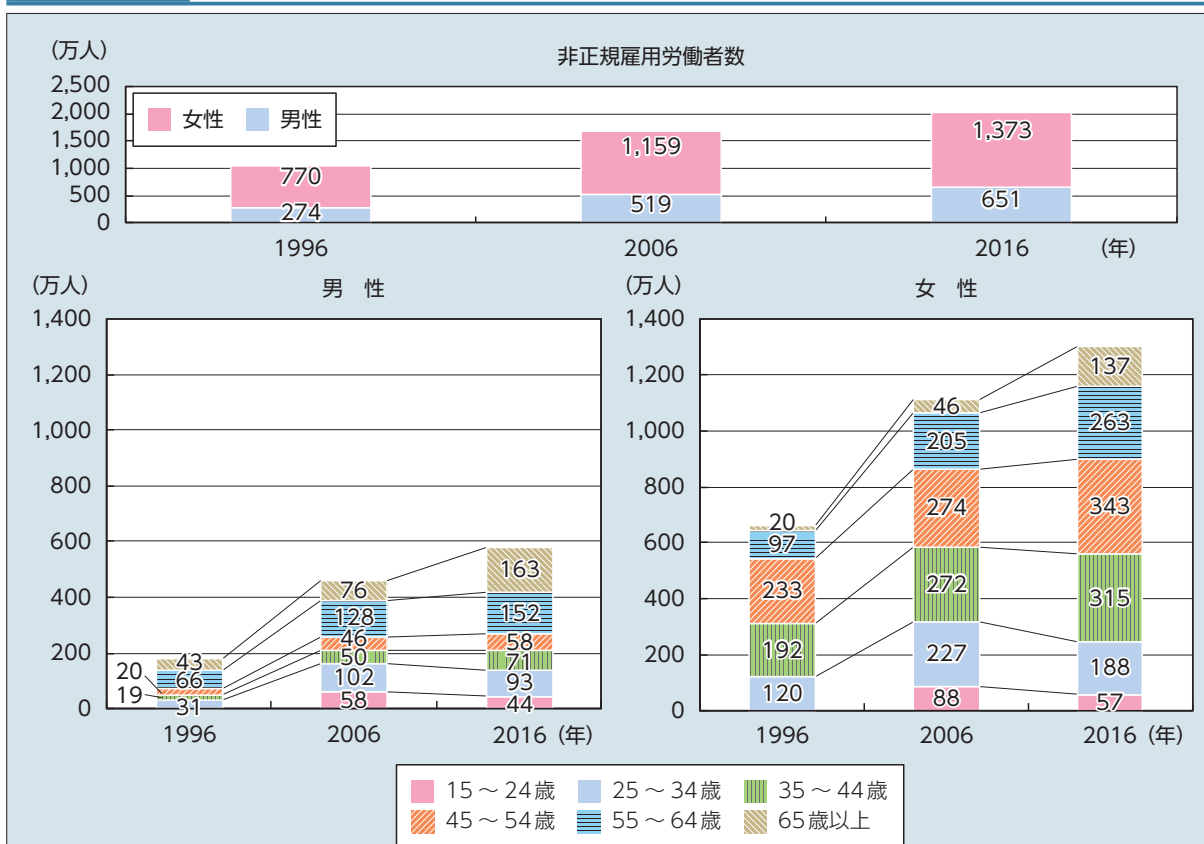
なぜ一般労働者とパートタイム労働者の賃金がほぼ横ばいで推移しているにもかかわらず、それらを加重平均した就業形態計の賃金は減少傾向にあったのか。その要因について分析するため、1997（平成9）年以降の就業形態計の賃金の減少率を、一般労働者の賃金の寄与、パートタイム労働者の賃金の寄与、労働者に占めるパートタイム労働者比率の寄与の三つの要因に分解する。就業形態計の賃金の減少率12.4%のうち、一般労働者の賃金が1.6%の減少寄与、パートタイム労働者の賃金が0.2%の増加寄与であるのに対し、パートタイム労働者比率の変化が11.0%の減少寄与となっており、就業形態計の賃金の減少は賃金が低いパートタイム労働者の増加による影響がほとんどであることがわかる。

（2006～2016年の非正規雇用労働者の増加の約半数は高齢者）

ここで、パート・アルバイトなどの非正規雇用労働者数の年次推移を男女別に見ると（図表2-2-2）、1996年から2006年にかけては、非正規雇用労働者は635万人増加し、その内訳は男性が245万人、女性が389万人となっている。年齢階級別に見ると、男女ともに25～34歳と55～64歳で大きく増加している。

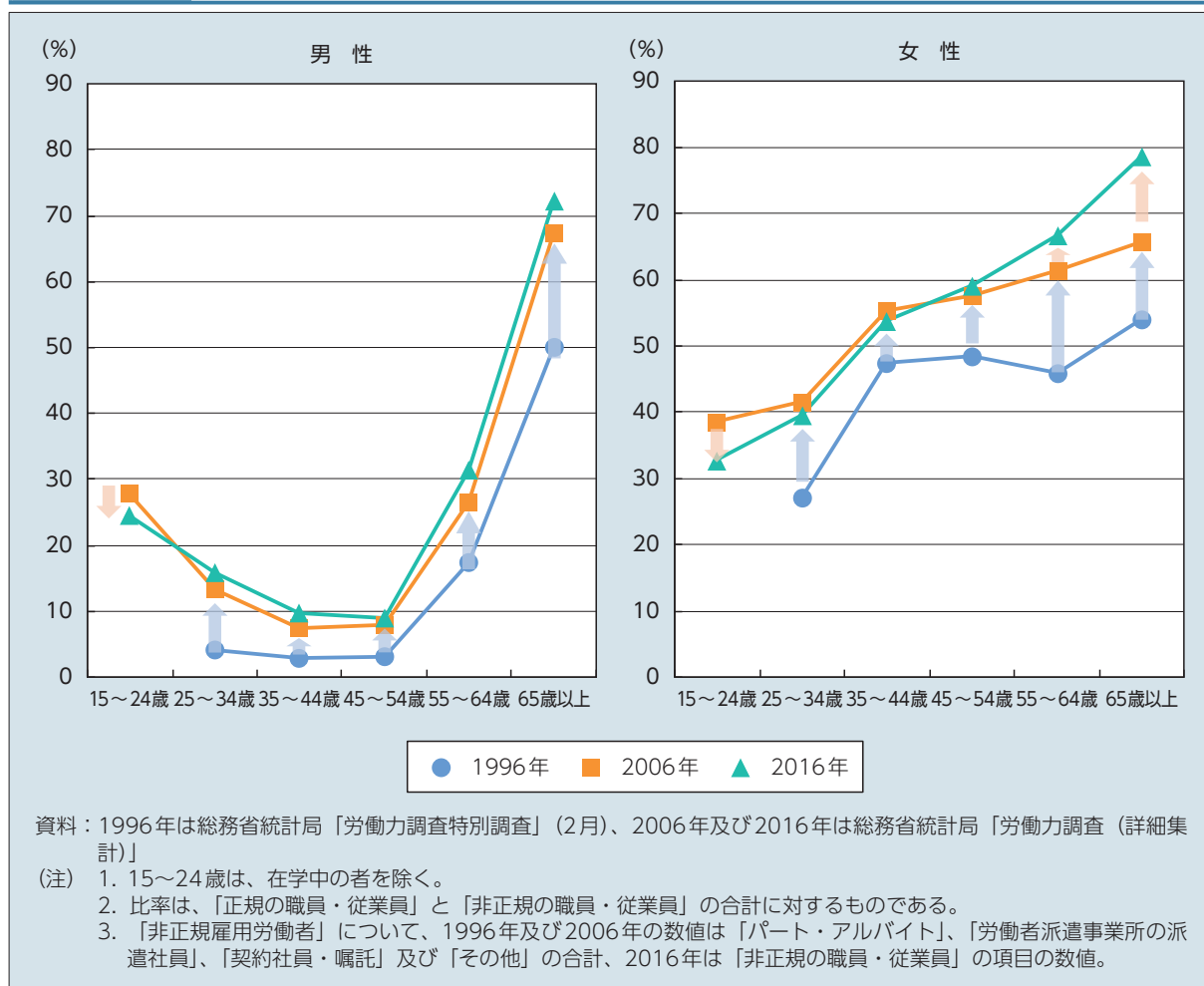
2006年から2016年にかけては、非正規雇用労働者は345万人増加し、その内訳は男性が132万人、女性が214万人となっている。年齢階級別に見ると、65歳以上において男性が87万人、女性が91万人増加しており、非正規雇用労働者の増加の約半数を高齢者が占めている。

図表2-2-2 男女別・年齢階級別 非正規雇用労働者数の推移



また、非正規雇用労働者が雇用労働者に占める比率を男女別・年齢階級別に見ると、1996年から2006年までは、男女ともに各年齢層において非正規雇用労働者比率は上昇したが、2006年から2016年にかけては、女性の高齢層を除きほぼ横ばいとなっており、男性の15～24歳、女性の15～44歳層ではむしろ若干の低下が見られる（図表2-2-3）。

図表2-2-3 男女別・年齢階級別 非正規雇用労働者比率の推移



2 就業形態別、男女・年齢階級別に見た状況

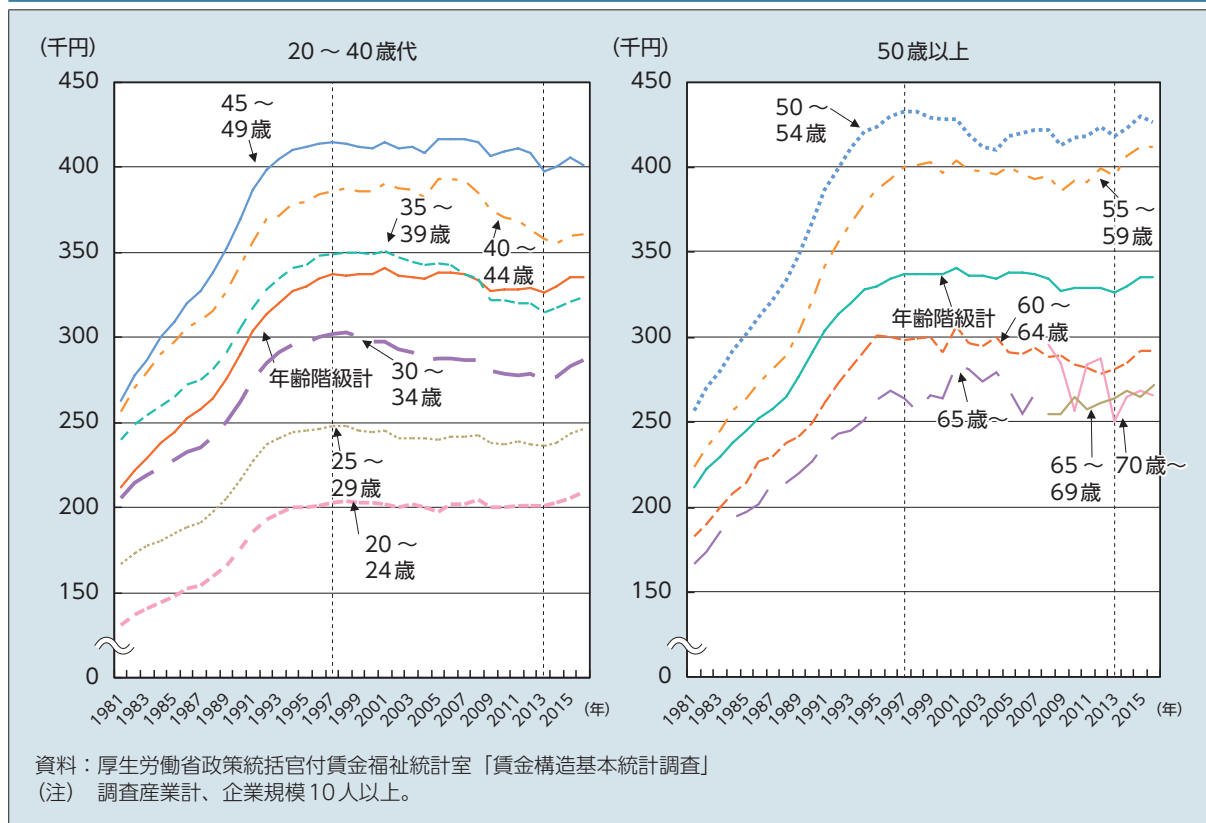
(1) 一般労働者

(30～40歳代の男性一般労働者の所定内給与額は減少傾向、女性一般労働者の所定内給与額は増加傾向)

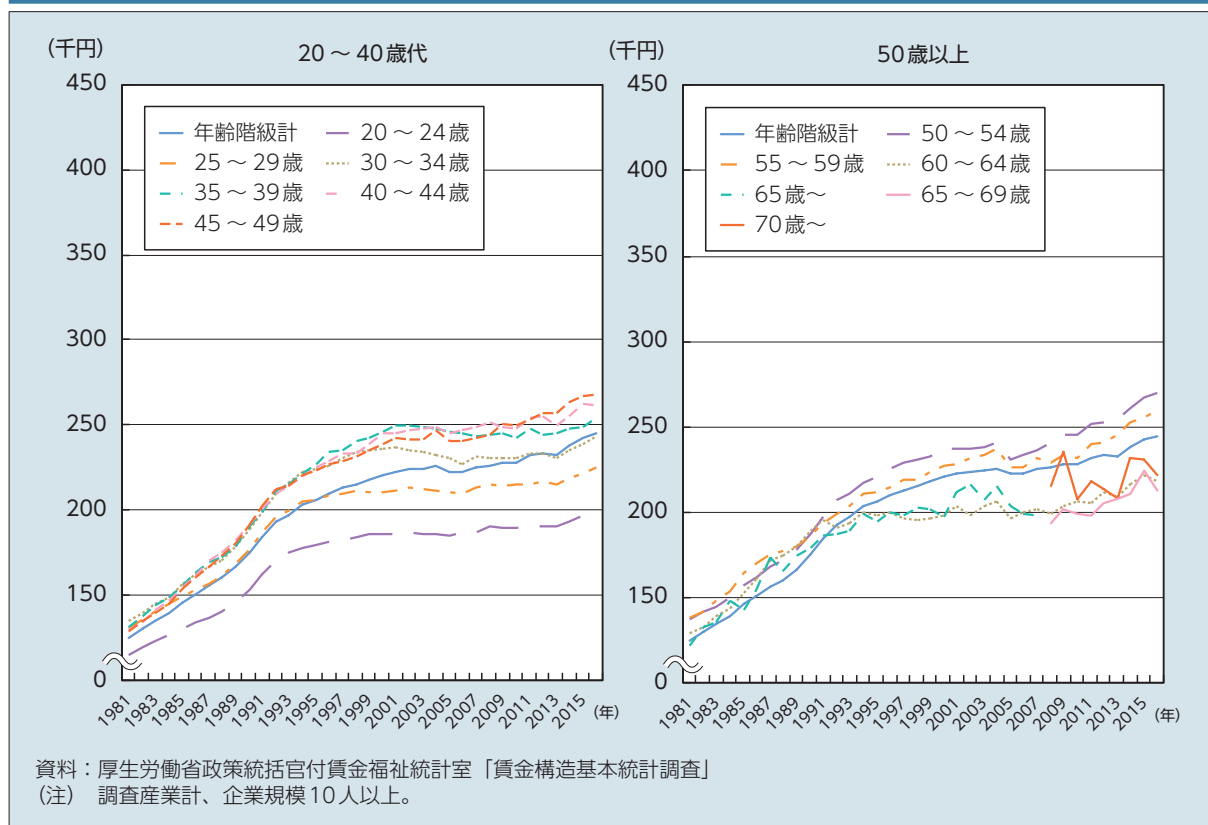
図表2-2-4では、年齢階級別の男性一般労働者の所定内給与額を示しており、年齢階級別計は1997（平成9）年以降ほぼ横ばいで推移している。年齢階級別に見ると、特に30～40歳代において、2000年代以降、所定内給与額が減少傾向にあることが特徴としてあげられる。なお、2014（平成26）年以降は、いずれの年齢階級においても緩やかな増加傾向にある。

一方、図表2-2-5では、年齢階級別の女性一般労働者の所定内給与額を示しており、依然として男性の所定内給与額を下回る水準となっているものの、いずれの年齢階級でも長期的には増加傾向となっている。

図表2-2-4 年齢階級別 一般労働者の所定内給与額の年次推移（男性）



図表 2-2-5 年齢階級別 一般労働者の所定内給与額の年次推移（女性）



(30～40歳代の男性一般労働者の所定内給与額減少は、バブル崩壊後の採用抑制と賃金制度の見直しによる影響の可能性)

なぜ2000年代以降の30～40歳代の男性一般労働者の所定内給与額は減少したのか。その要因について考えるため、男性の年齢階級別の所定内給与額増減率を、企業規模別の所定内給与額増減率の寄与と企業規模別労働者比率の寄与に分解し、1996（平成8）年以降の5年ごとの推移を示したものが図表2-2-6である。

1996年から2001（平成13）年にかけて、25～34歳層において、企業規模計の所定内給与額は減少しており、分解すると企業規模別労働者比率と小企業（常用労働者10～99人）の所定内給与額が減少寄与となっている。

このうち、企業規模別労働者比率の減少寄与は、給与水準の高い大企業（常用労働者1,000人以上）の労働者割合が低下したことを意味している。この層は、バブル崩壊（1991～93年の景気後退期）後に企業に就職した世代が中心であり、当時、大企業を中心に採用が抑制された影響であると考えられる。また、バブル崩壊後、中小企業を中心に賃金の伸びが抑制され、1996年から2001年にかけては、小企業における20～34歳の層の所定内給与額が減少したことも影響している。

2001年から2011年にかけては、所定内給与額の減少率が大きい年齢階級が経年と併せてスライドしていくとともに、この世代では、大企業と中企業（常用労働者100～999人）の所定内給与額の減少寄与が徐々に大きくなっている。

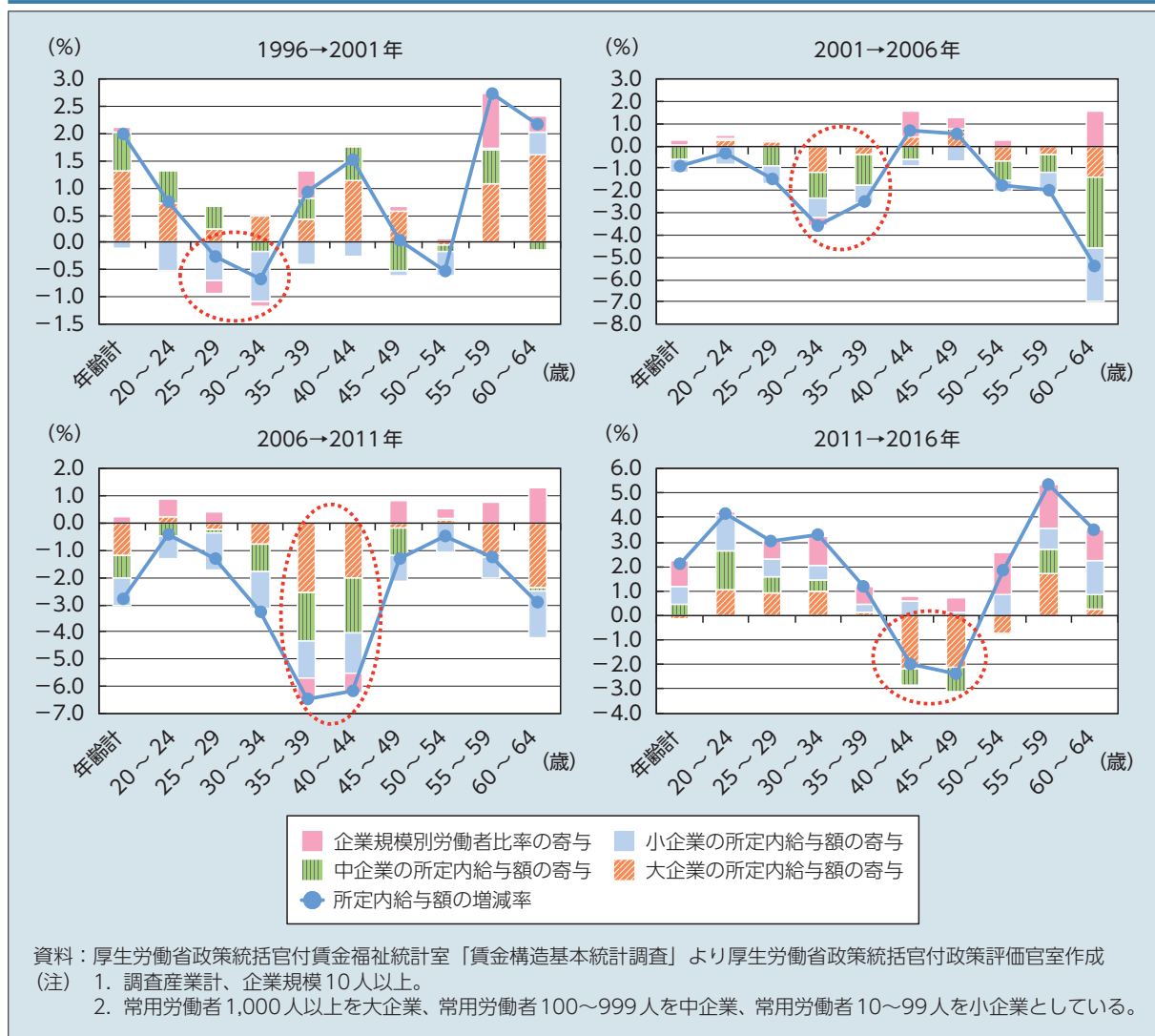
これは、バブル崩壊後、厳しい経営環境の下で人件費抑制へのインセンティブが高ま

り、大企業を中心に業績・成果主義^{*11}を導入する企業が増加したことが背景にあると考えられる（図表2-2-8）。賃金制度のうち「職務・職種などの仕事の内容に対応する賃金（職務給）部分の拡大」、「職務遂行能力に対応する賃金（職能給）部分の拡大」、「業績・成果に対応する賃金（業績・成果給）部分の拡大」の動きによって、賃金制度の見直しの内容を見ると、大中企業を中心に1990年代後半から2000年代にかけ、業績・成果給を拡大する企業が集中している。

つまり、バブル崩壊後の就職氷河期に就職した世代は、景気の長期低迷により大企業を中心に行われた賃金制度の見直しにより、年功的な賃金カーブが抑制された影響が現在まで続いている可能性が考えられる。

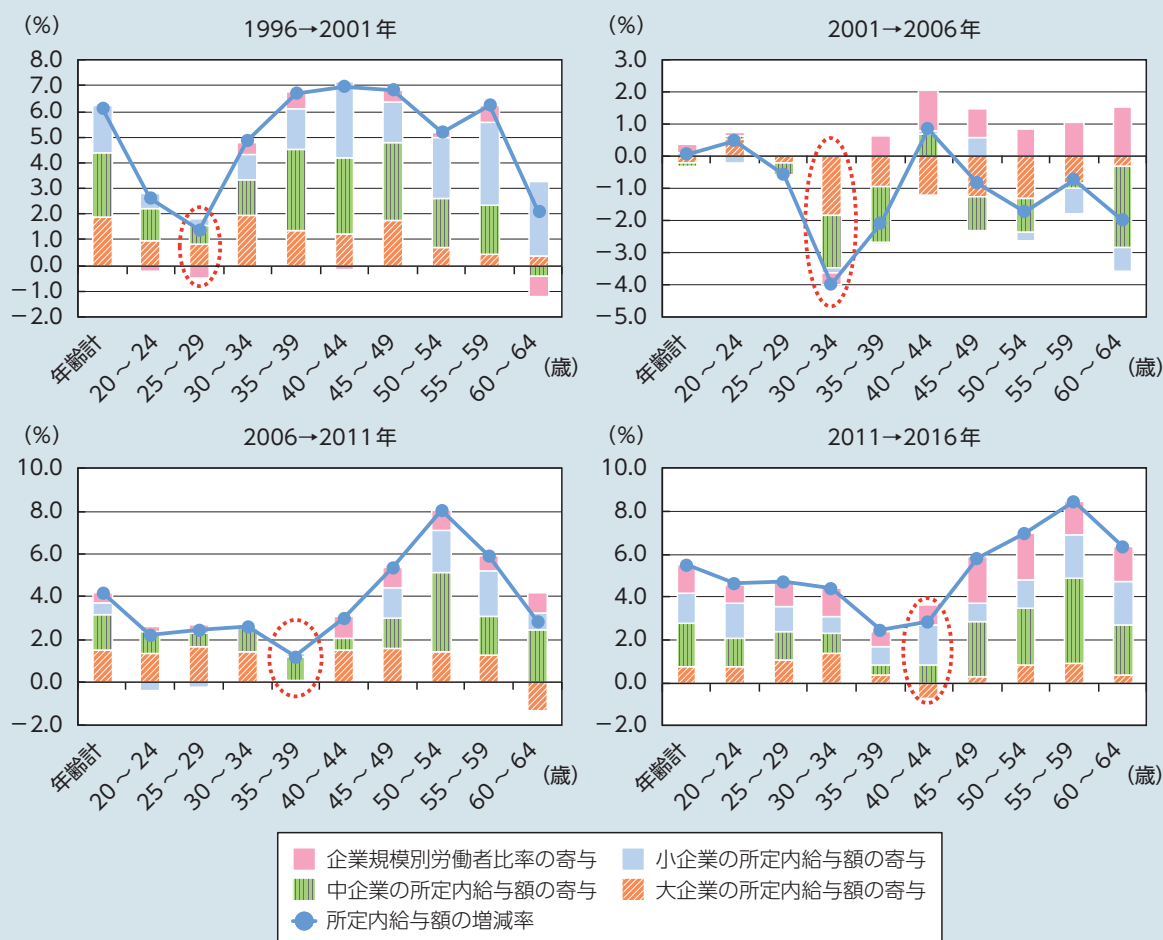
直近の2011年から2016年にかけては、バブル崩壊後の就職氷河期に就職した世代の所定内給与額の減少率はやや改善している。これは、図表2-2-4で見たとおり、2014年以降の男性一般労働者の所定内給与額が全体的に増加傾向にあることや、景気回復に伴い大企業の就業者割合が増えてきたことが影響していると考えられる。

図表2-2-6 年齢階級別 所定内給与額の変化と要因（男性一般労働者）



^{*11} 1990年代以降の賃金・処遇制度の見直しでは、集団的労働関係から個別的労働関係へと移行していくことが、一人ひとりの労働者の動きがいの実現にとっても重要であるとの認識が強まり、労働者一人ひとりの業績・成果を把握し、それを賃金に反映させようとする傾向が強まった。こうした傾向は一般に業績・成果主義と呼ばれているが、厳しい経営環境の下で、企業業績も低迷しており、企業の業績と労働者の業績の連動性を高めることで人件費を抑制しようとする動きがあったことは否定することができないと思われる。（厚生労働省「平成23年版労働経済の分析」）

図表 2-2-7 年齢階級別 所定内給与額の変化と要因（女性一般労働者）

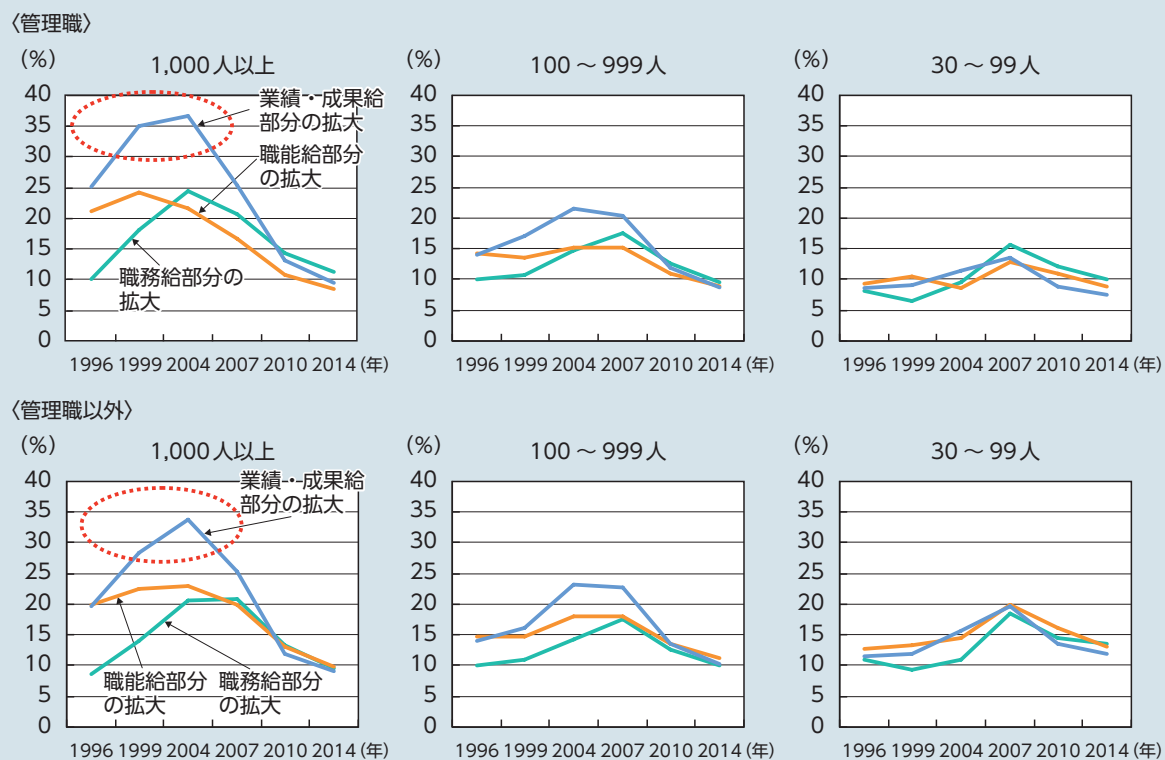


資料：厚生労働省政策統括官付賃金福祉統計室「賃金構造基本統計調査」より厚生労働省政策統括官付政策評価官室作成

（注） 1. 調査産業計、企業規模 10 人以上。

2. 常用労働者 1,000 人以上を大企業、常用労働者 100～999 人を中企業、常用労働者 10～99 人を小企業としている。

図表 2-2-8 企業規模別 賃金制度の改定内容の推移



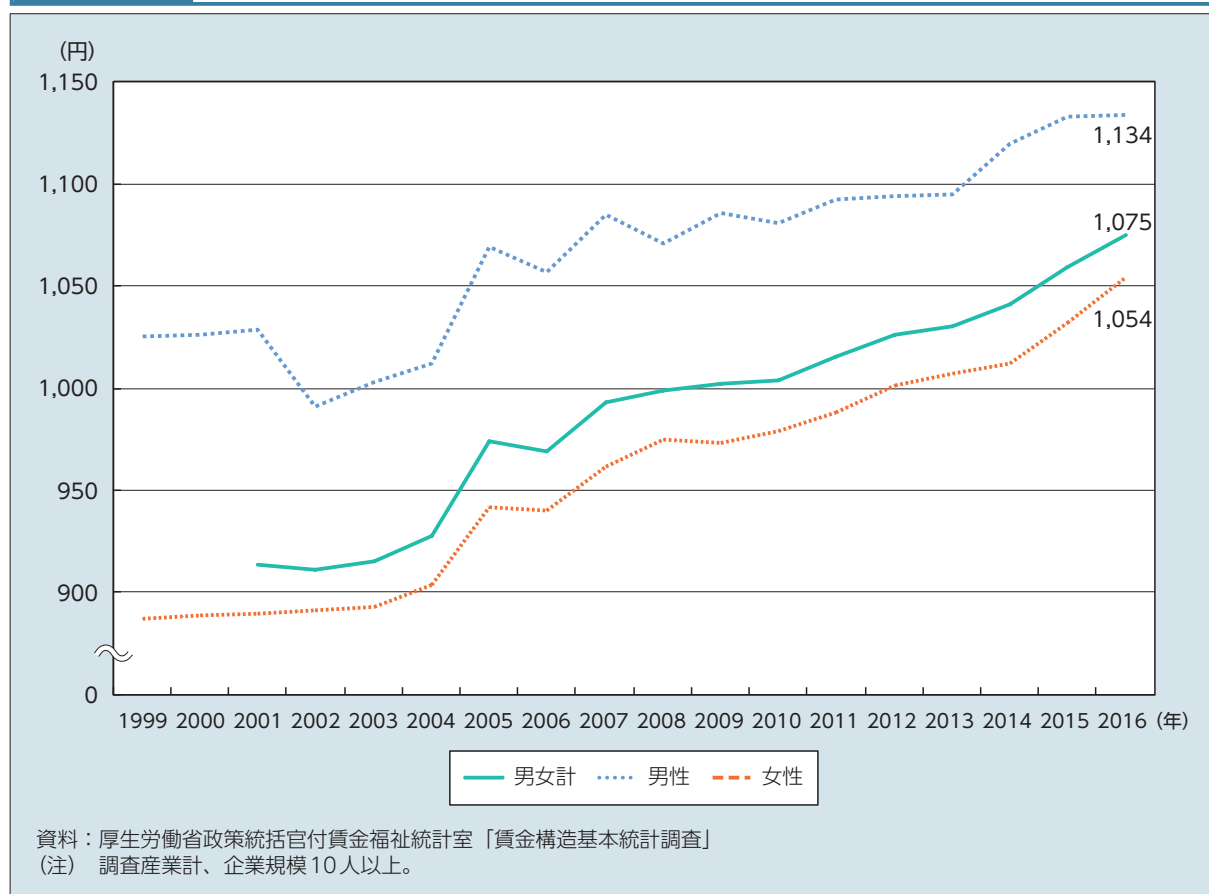
なお、女性の年齢階級別の所定内給与額増減率を同様に寄与度分解して示したものが図表2-2-7である。バブル崩壊後の就職氷河期に就職した世代の所定内給与額の増加率は、男性の一般労働者と同様に、他世代と比較すると低くなる傾向となっている。しかし、図表2-2-5で見たように、全体的に所定内給与額が増加している中では、男性の一般労働者と比較すると賃金制度の見直しの影響は小幅にとどまっていることがわかる。

(2) パートタイム労働者

(パートタイム労働者の時給は男女ともに増加)

図表2-2-9では、パートタイム労働者の1時間当たりの所定内給与額（時給）の年次推移を表している。パートタイム労働者の時給は、男女ともに近年は上昇が続いており、2016（平成28）年は男女計1,075円、男性1,134円、女性1,054円となり、いずれも過去最高となっている。

図表2-2-9 男女別 パートタイム労働者の1時間当たり所定内給与額の年次推移



(パートタイム労働者の時給と実労働日数は負の相関関係にある)

ここで、パートタイム労働者の時給が上昇しているにもかかわらず、**図表2-2-1**で見たように、パートタイム労働者の月額ベースでの賃金はあまり上昇していないことに着目したい。これは、実労働日数と実労働時間数が影響しているためと考えられる。

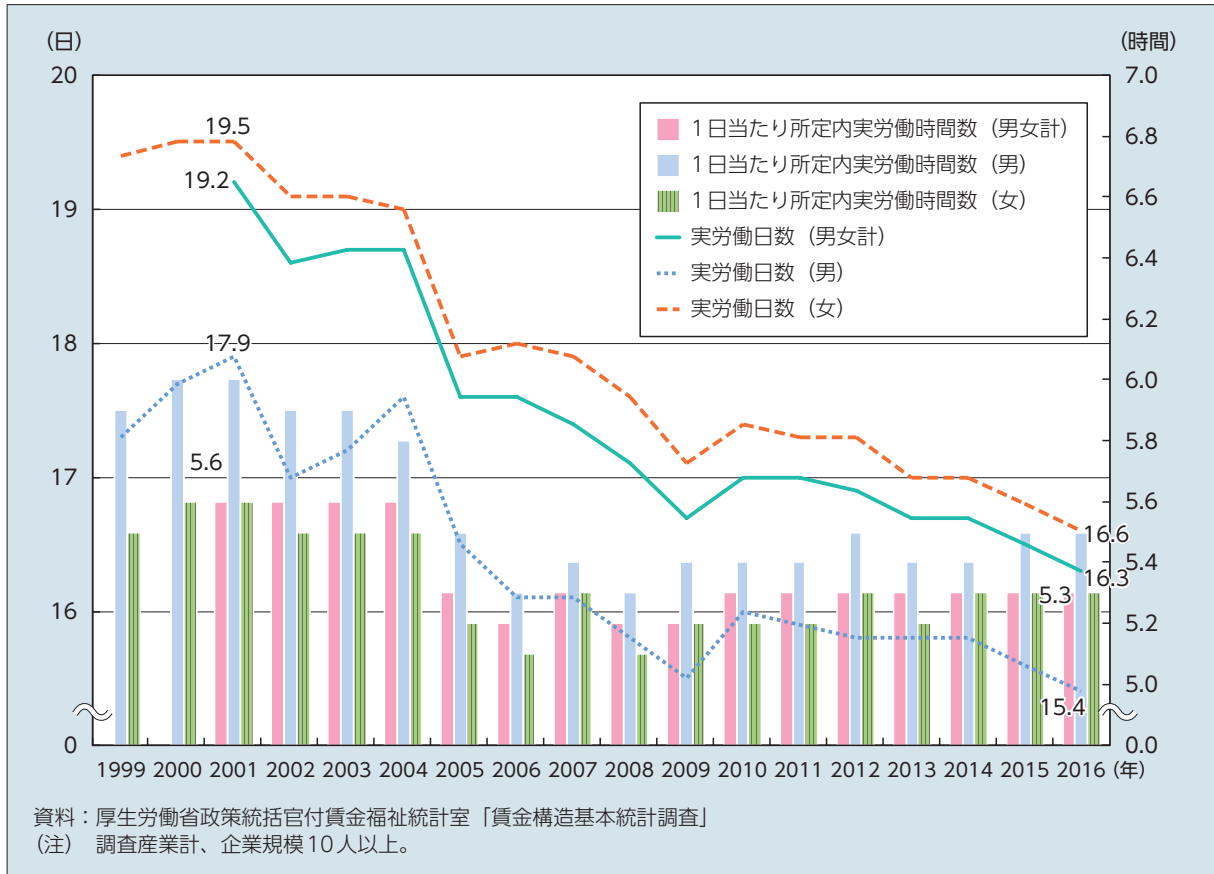
厚生労働省政策統括官付賃金福祉統計室「賃金構造基本統計調査」によると、パートタイム労働者の実労働日数は男女ともに減少傾向にあり、男女計の実労働日数は2001（平成13）年の19.2日から2016年の16.3日まで減少している。男女別に見ると、実労働日数は、男性は2001年の17.9日から15.4日に2.5日減少しているのに対し、女性は2001年の19.5日から2016年の16.6日と3日減少しており、女性の減少幅の方が大きいことが特徴としてあげられる。

また、1日当たりの所定内実労働時間数については、男女ともに2001年から2006（平成18）年にかけて減少した後、おおむね横ばいで推移している（**図表2-2-10**）。

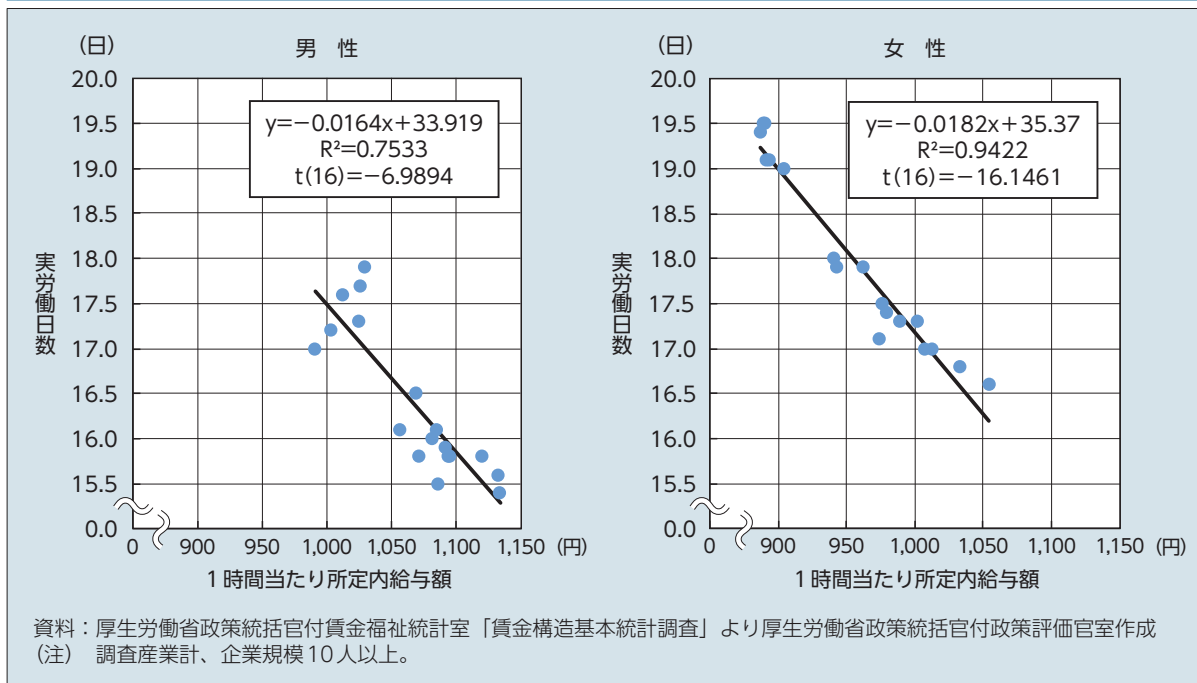
以上のことを踏まえ、時給に対する実労働日数の相関を見ると、強い負の相関関係にあることがわかる（**図表2-2-11**）。このことから、パートタイム労働者の賃金において、時給の上昇による増加は、実労働日数の短縮によって相殺されている傾向にあることがわかる。

また、**図表2-2-11**によると、男性よりも女性の方で時給と実労働日数の相関が強いことから、女性は、いわゆる就業調整などにより、時給が上がるほど労働日数を減らそうとする傾向が男性より強いことがうかがわれる。時給、実労働日数、1日当たり所定内実労働時間数から年収に換算すると100万円前後に集中している。

図表 2-2-10 男女別 パートタイム労働者の実労働日数・1日当たり所定内実労働時間数の年次推移



図表 2-2-11 男女別 パートタイム労働者の時給と実労働日数の相関関係



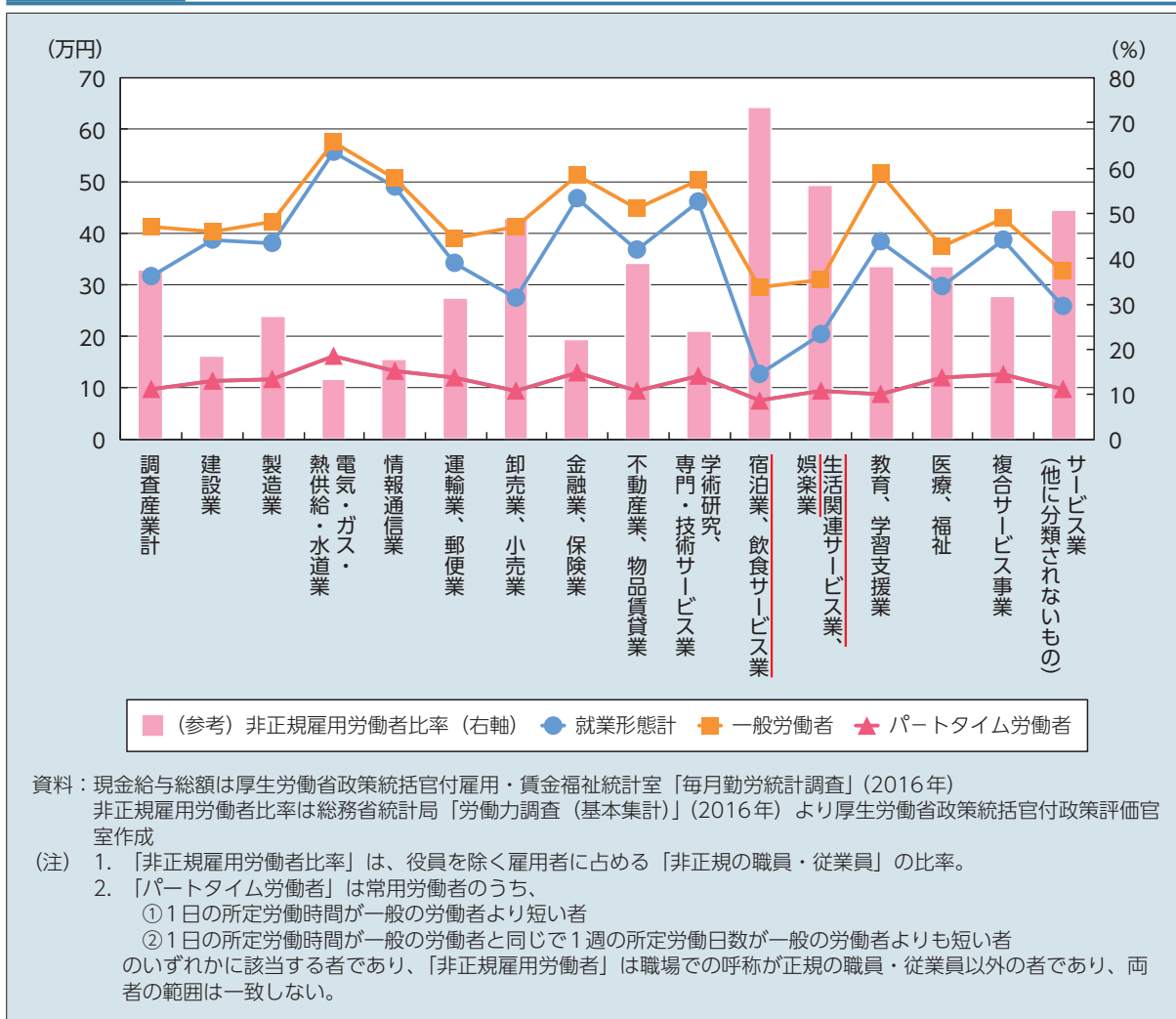
3 産業構造別に見た状況

(一般労働者の賃金は、非正規雇用労働者割合が高い産業で低い傾向にある。パートタイム労働者の賃金は、産業間格差が小さい)

図表2-2-12は、2016（平成28）年における産業別・就業形態別の労働者1人あたりの月額賃金（現金給与総額）を表したものである。

就業形態別に見ると、一般労働者の賃金は、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業など、非正規雇用労働者割合が高い産業において低くなっており、産業間での賃金格差が大きい。一方で、パートタイム労働者の賃金については、一般労働者とは異なり、産業間での大きな格差は見られず、おおむね10万円前後となっている。

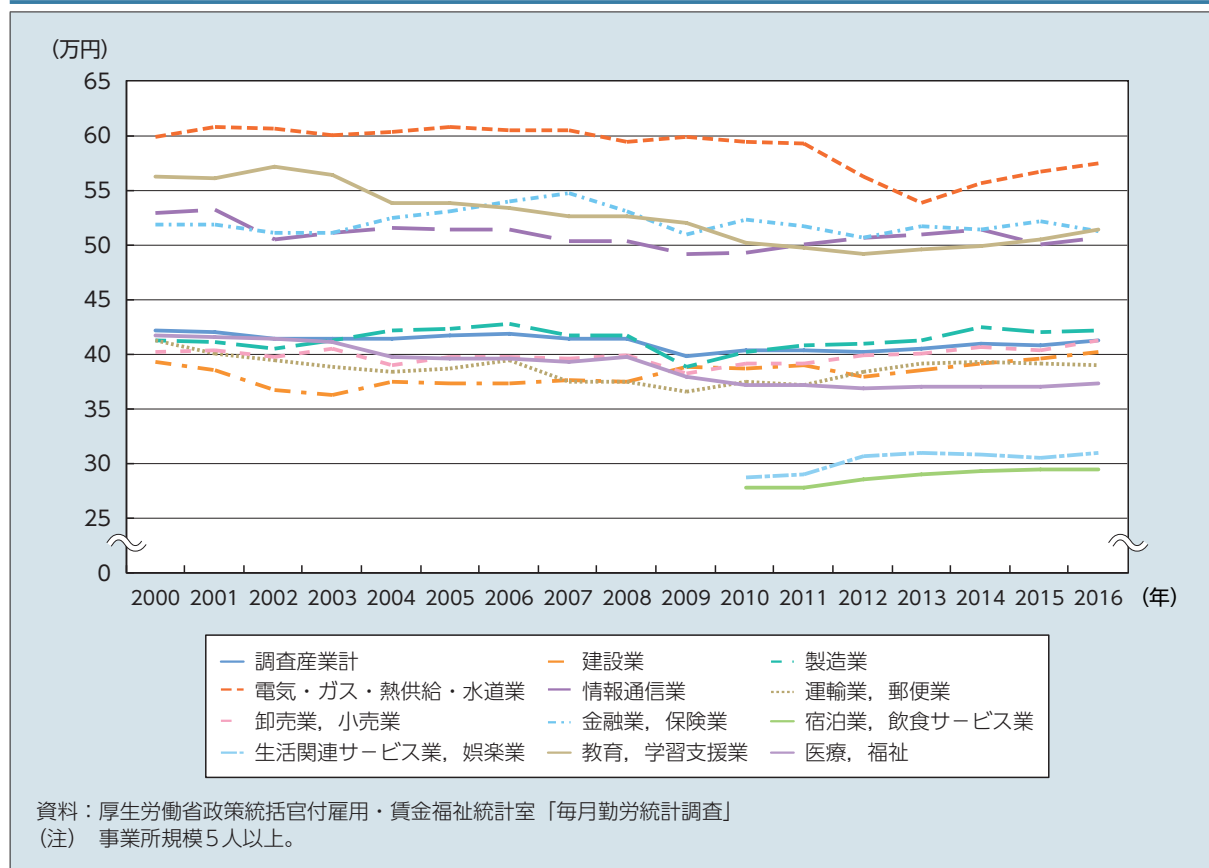
図表2-2-12 産業別・就業形態別 現金給与総額（2016年）



(近年は、各産業で一般労働者の賃金は上昇傾向)

図表2-2-13は、産業別の一般労働者の賃金（現金給与総額）の年次推移を表したものである。製造業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、情報通信業などでは、賃金は下降傾向にあったが、リーマン・ショック後の2009（平成21）年を底に、近年は緩やかな上昇傾向となっている。また、教育・学習支援業や医療・福祉における一般労働者の賃金は、他産業と比較すると下落幅が大きい傾向にあったが、2013（平成25）年以降やや上昇傾向に転じている。

図表2-2-13 産業別 一般労働者の現金給与総額の年次推移

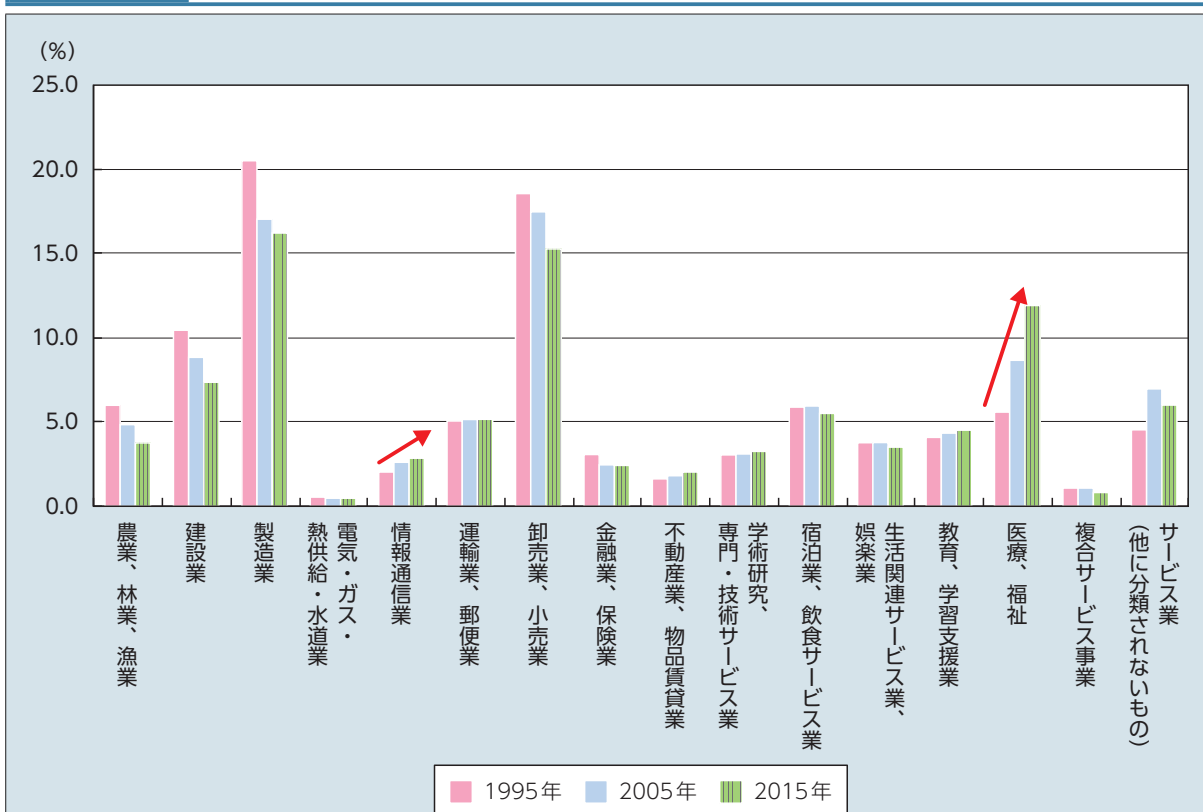


(情報通信業や医療、福祉などで就業者割合が増加)

図表2-2-14は、産業別の就業者割合の変化を示したものである。1995（平成7）年、2005（平成17）年、2015（平成27）年と比較すると、農業、林業、漁業といった第1次産業と、建設業、製造業といった第2次産業については、就業者割合が年々大きく減少している。第3次産業の就業者割合は上昇しており、2015年には、就業者の約7割が第3次産業に従事している。

第3次産業の中では、卸売業、小売業は就業者割合が減少する一方、情報通信業と医療、福祉などで就業者割合が増加している。

図表2-2-14 産業別就業者割合の推移



資料：総務省統計局「国勢調査」より厚生労働省政策統括官付政策評価官室作成

- (注) 1. 1995年は、総務省統計局において、「平成17年国勢調査 新産業分類特別集計」及び「平成12年国勢調査 新産業分類特別集計」のデータを用いて、新旧分類間の分割比率を算出して推計した。
 2. 1995年と2005年は、一部の調査票を抽出して集計した抽出詳細集計に基づいて推計、集計しており、基本集計（全ての調査票を用いた集計）とは一致しない。
 3. 2005年は、「平成17年国勢調査 新産業分類特別集計結果」による。
 4. 「労働者派遣事業所の派遣社員」は、2005年では、産業大分類「サービス業（他に分類されないもの）」のうち産業小分類「労働者派遣業」に分類されていたが、2015年は派遣先の産業に分類していることから、時系列比較には注意を要する。

第3節 資産の動向

ここまで、主に所得や賃金の動向について整理してきたが、この節では所得には含まれない資産について、長期的な動向を見ていく。

1 資産総額の動向

(1) 世帯当たりの資産額は、2人以上世帯では減少、単身世帯では増加

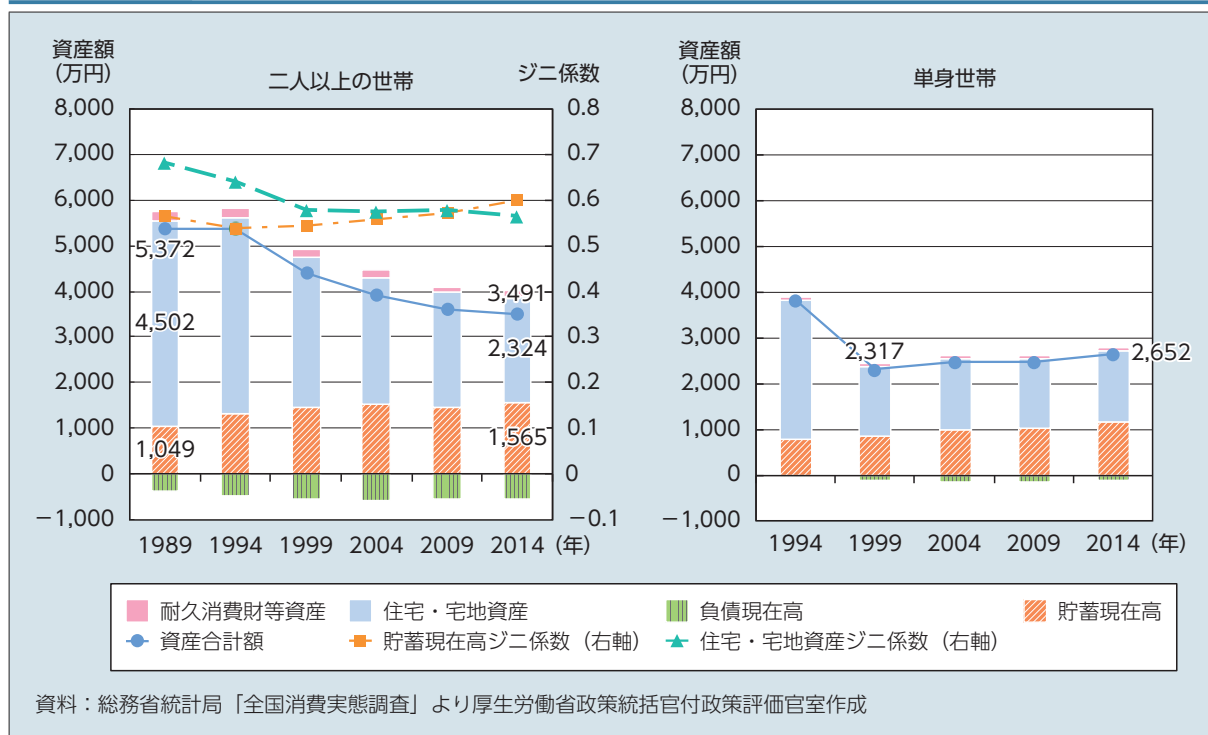
1世帯当たり資産額の推移について、2人以上世帯と単身世帯の世帯構成に分けて示したものが、図表2-3-1である。

2人以上世帯については、貯蓄現在高は1989（平成元）年の1,049万円から2014（平成26）年の1,565万円へと増加しているが、住宅・宅地資産は1989年の4,502万円から2014年の2,324万円へと大幅に減少している。そのため、資産合計額は1989年の5,372万円から2014年の3,491万円へと年々減少している。

資産の格差を示すジニ係数は、2014年においては、貯蓄現在高で0.597、住宅・宅地資産で0.565であり、いずれも所得のジニ係数（0.314）^{*12}より高い。資産は所得よりも保有額のばらつきが大きいといえる。また、貯蓄現在高のジニ係数は増加傾向にある一方、住宅・宅地資産のジニ係数は減少傾向にある。

単身世帯については、2人以上世帯と比較すると資産合計額は相対的に少ないが、1999（平成11）年の2,317万円以降は年々増加しており、2014年には2,652万円となっている。

図表2-3-1 1世帯当たり資産額および資産のジニ係数の推移



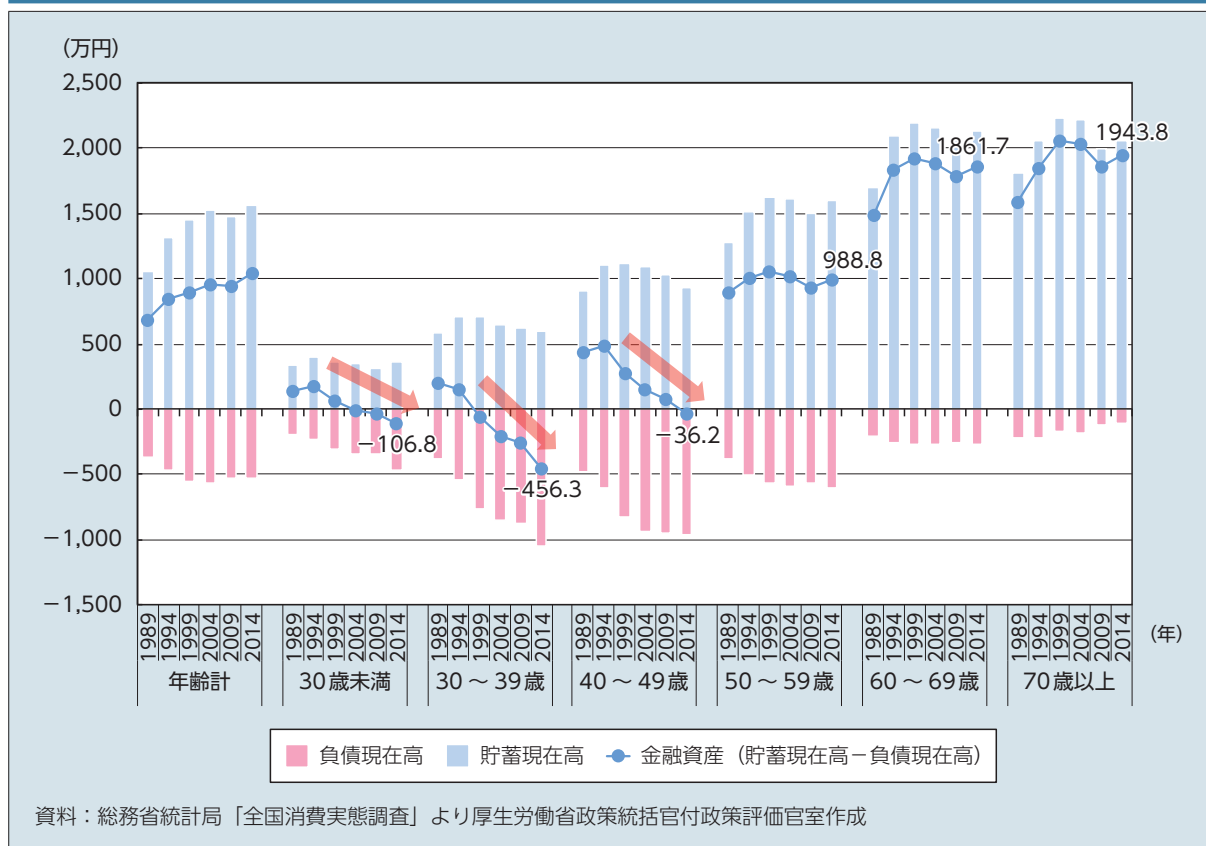
* 12 総務省統計局「全国消費実態調査」（2014年）における2人以上世帯の年間収入のジニ係数。

2 金融資産の動向

(2人以上世帯の金融資産額は、世帯主年齢40歳代以下は減少し、50歳代以上は横ばい)

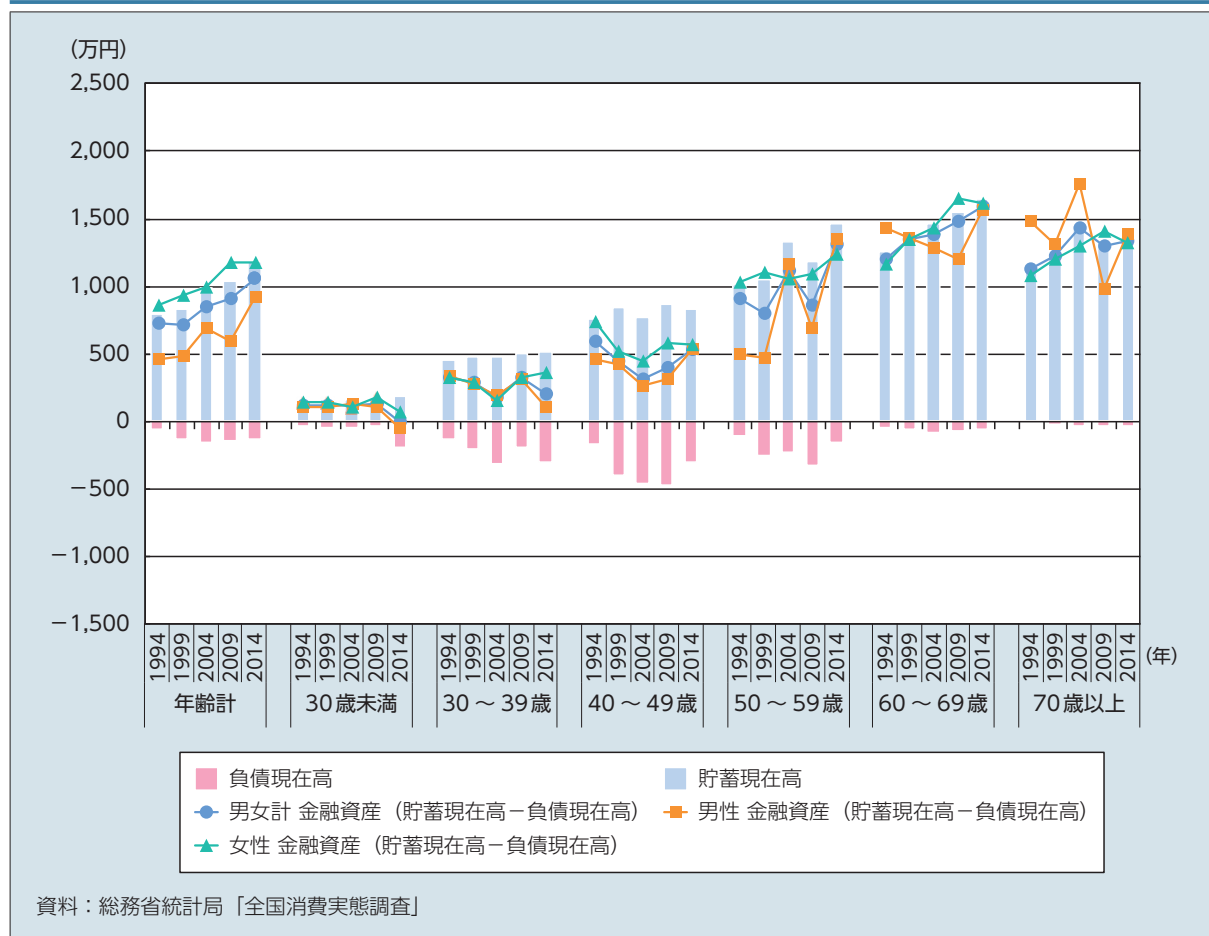
2人以上世帯の金融資産額の推移について、世帯主の年齢階級別に見ていく（図表2-3-2）。世帯主年齢が20～50歳代の現役世代については、貯蓄現在高はおおむね横ばいで推移している一方、負債現在高は年々増加し、貯蓄現在高から負債現在高を差し引いた金融資産額は減少傾向にある。特に、世帯主が40歳代以下の世帯では、住宅・土地購入による負債が増加したことにより金融資産額はマイナスに転じ、貯蓄現在高よりも負債現在高が多くなっている。他方、世帯主が60歳以上の高齢世代については、金融資産額は2,000万円弱でおおむね横ばいで推移しており、50歳代の約2倍となっている。

図表2-3-2 世帯主の年齢階級別 1世帯当たり金融資産額の推移（二人以上の世帯）



(単身世帯の金融資産額は、40歳代以下は横ばい、50～60歳代は増加)

次に、単身世帯の金融資産額の推移について、世帯主の年齢階級別に見ていく（図表2-3-3）。2人以上世帯とは異なり、単身世帯では現役世代、高齢世代ともに、貯蓄現在高は負債現在高を超える水準を維持しており、金融資産額はプラスで推移している。また、40歳代以下の現役世代は横ばいであるが、50～60歳代は増加傾向にある。60歳以上の世帯の金融資産額は1,000万円以上となっている。男女別に見ると、近年はほぼ全ての年代で、女性は男性と同等か、男性を上回る資産額となっている。

図表 2-3-3 世帯主の年齢階級別 1世帯当たり金融資産額の推移（単身世帯）

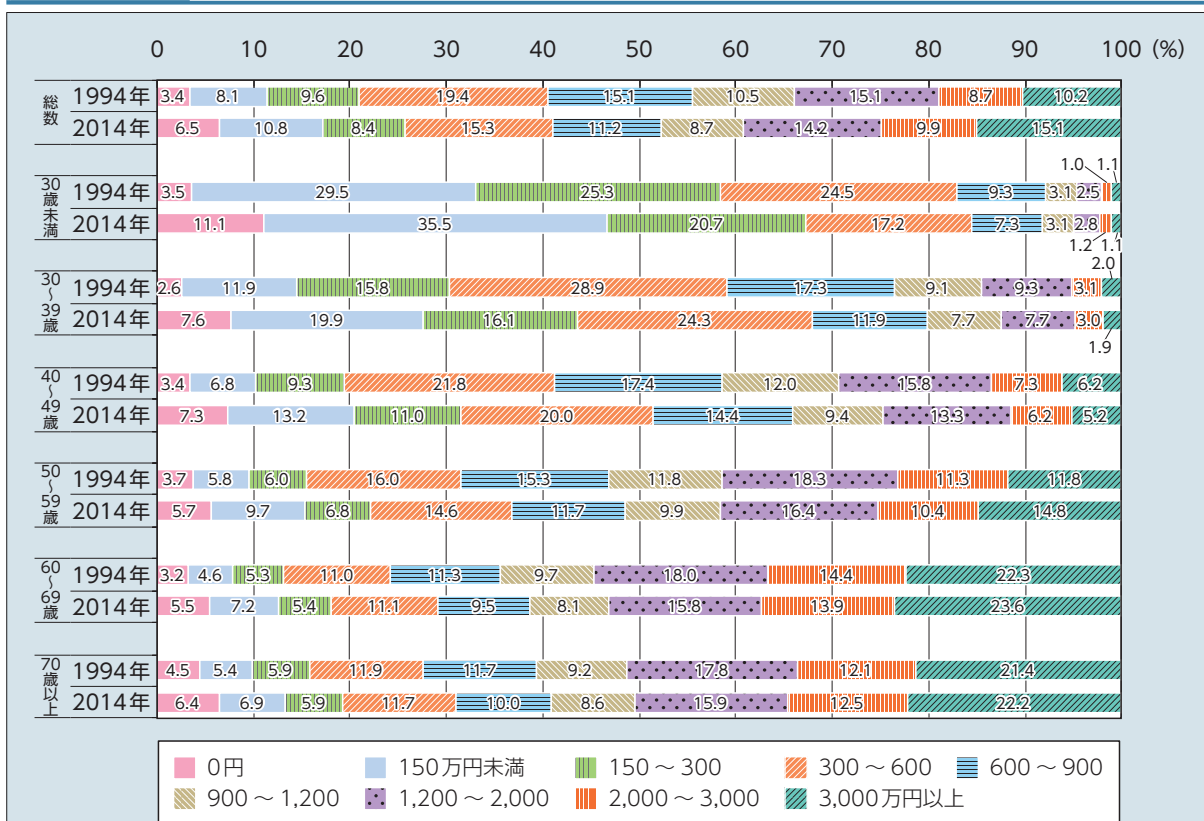
(2人以上世帯では、世帯主年齢40歳未満は貯蓄300万円未満が増加、60歳以上は貯蓄1,200万円以上が約半数)

2人以上世帯における1世帯当たりの貯蓄現在高の世帯分布について、世帯主の年齢階級別に見ていく（図表2-3-4）。

1994（平成6）年から2014（平成26）年の20年間に、年齢階級計では、貯蓄現在高が300万円未満の世帯が増加する一方で、貯蓄現在高が1,200万円以上の世帯も増加している。

年齢階級別に見ると、特に世帯主が40歳未満の世帯において貯蓄現在高300万円未満の割合が大きく増加しており、若年層では貯蓄が減少傾向にあることがわかる。一方で、世帯主が60歳以上の世帯では若年層と比較すると世帯分布に大きな変化は見られず、半数以上が貯蓄現在高1,200万円以上となっている。

図表2-3-4 世帯主の年齢階級別 貯蓄額現在高別世帯分布（二人以上の世帯）



資料：総務省統計局「全国消費実態調査」より厚生労働省政策統括官付政策評価官室作成

（注）「0円」には貯蓄現在高不詳の世帯を含む。

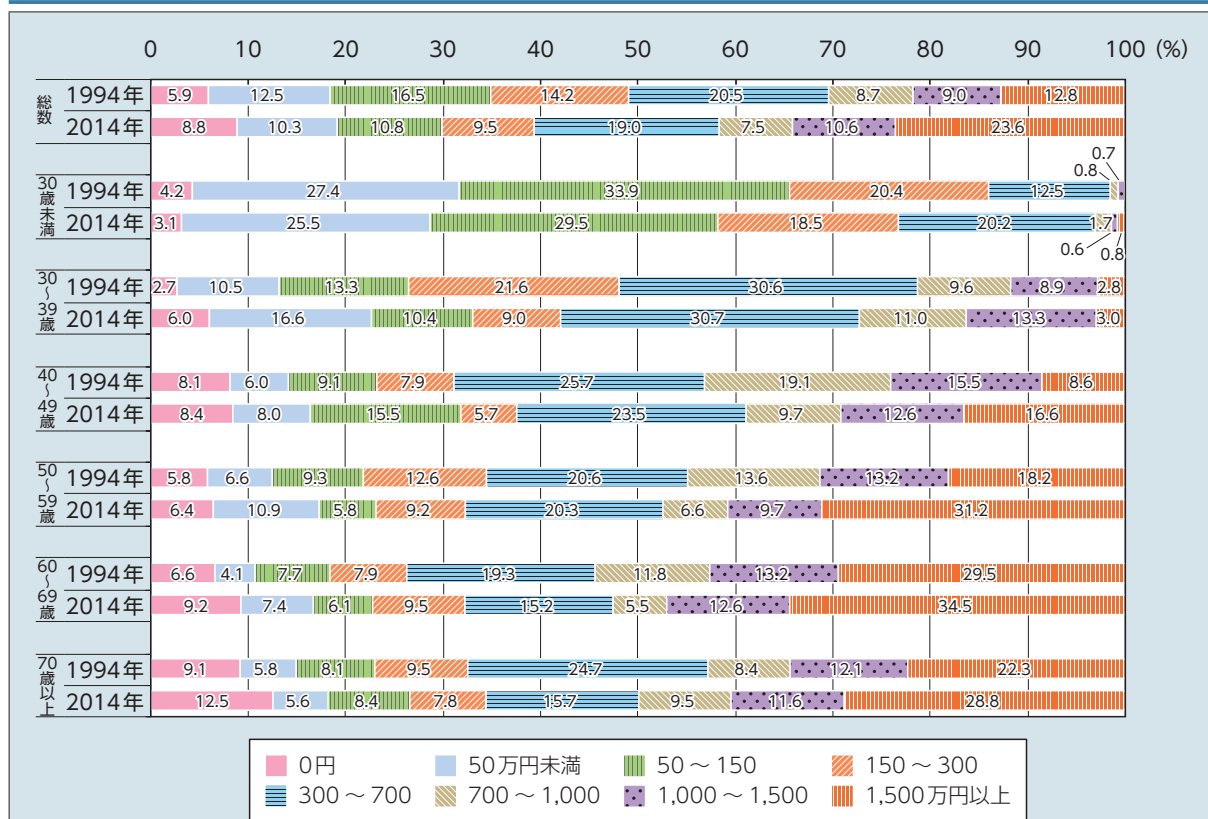
(単身世帯では、60歳以上で貯蓄700万円以上が約半数)

次に、単身世帯における1世帯当たりの貯蓄現在高の世帯分布について、世帯主の年齢階級別に見ていく(図表2-3-5)。

年齢階級計では、1994年から2014年の20年間に、貯蓄現在高が1,000万円以上の世帯が増加しており、2014年には単身世帯の約3割を占めている。

年齢階級別に見ると、1,000万円以上の世帯割合は全ての年齢階級において増加している。また、60歳以上の世帯では貯蓄現在高700万円以上の世帯が約半数となっている。

図表 2-3-5 世帯主の年齢階級別 貯蓄額現在高別世帯分布(単身世帯)



3 住宅・宅地資産の動向

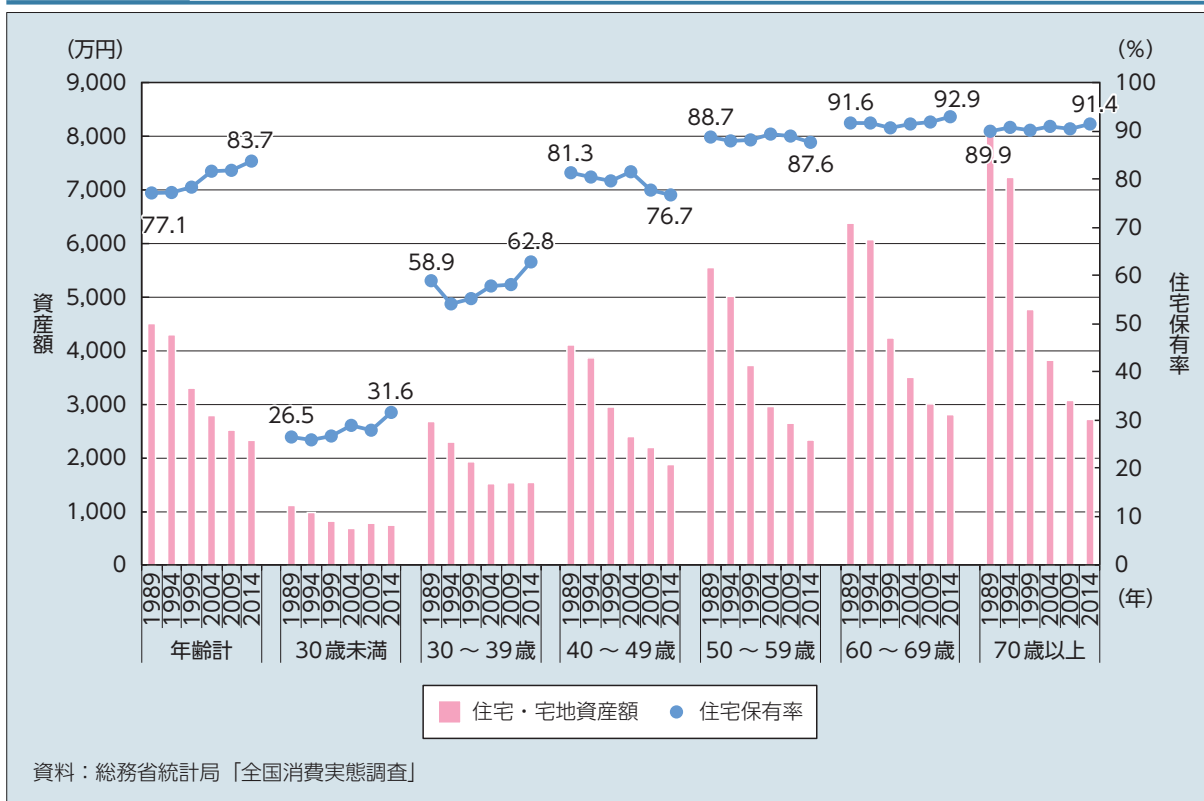
(2人以上世帯では、世帯主が50歳以上の世帯の約9割が住宅を保有)

図表2-3-6は、2人以上世帯における1世帯当たりの住宅・宅地資産額と住宅保有率について、世帯主の年齢階級別に示したものである。

住宅・宅地資産額は各年齢階級において年々減少しており、住宅・宅地の資産価値が下落傾向にあることがうかがえる。

一方で、住宅保有率は、世帯主が40～50歳代の世帯を除き上昇傾向にある。特に、30歳未満世帯においては1989年の26.5%から2014年の31.6%に、30～39歳世帯においては1989年の58.9%から2014年の62.8%に上昇している。また、世帯主が50歳以上の世帯では、住宅保有率は約90%で推移している。

図表2-3-6 世帯主の年齢階級別 1世帯当たり住宅資産額等の推移（二人以上の世帯）



(単身世帯では、住宅保有率は40歳未満で横ばい、40歳以上で上昇)

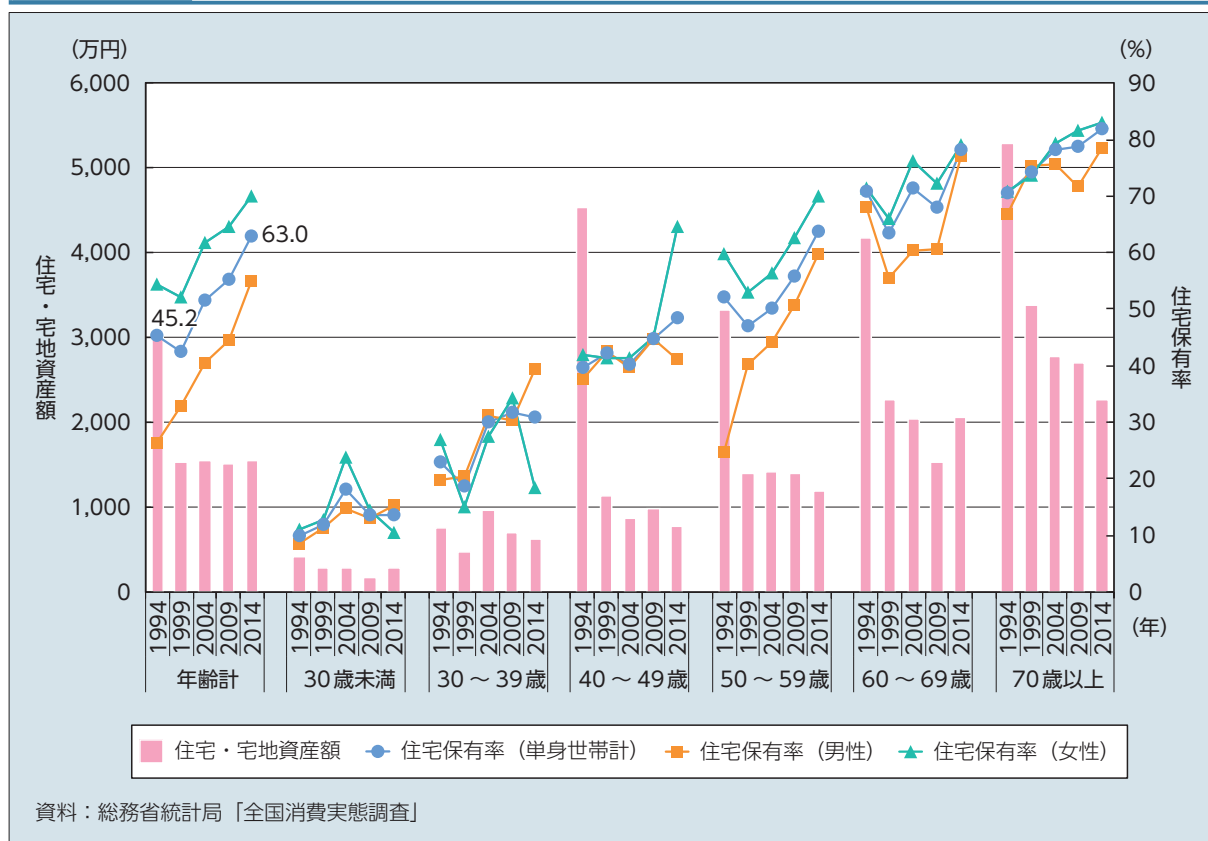
図表2-3-7は、単身世帯における1世帯当たりの住宅・宅地資産額と住宅保有率について、世帯主の年齢階級別に示したものである。

単身世帯の住宅保有率については、2人以上世帯と比較すると相対的に低いが、年齢階級別の住宅保有率は1994年の45.2%から2014年の63.0%に上昇している。

年齢階級別に見ると、40歳未満世帯では住宅保有率は2004年以降伸び悩み、おおむね横ばいで推移している。40歳以上世帯では住宅保有率は上昇傾向にあり、2014年には60歳以上世帯の約8割が住宅を保有している。

また、50歳代以上になると、男性よりも女性の住宅保有率が高いことが特徴としてあげられる。高齢の単身女性は、収入は低い（図表2-1-12参照）、住まいの心配は比較的少ないと考えられる。

図表2-3-7 世帯主の年齢階級別 1世帯当たり住宅資産額等の推移（単身世帯）



第4節 所得再分配の動向

(世代別で見ると公的年金を中心に高齢世代に手厚い構造)

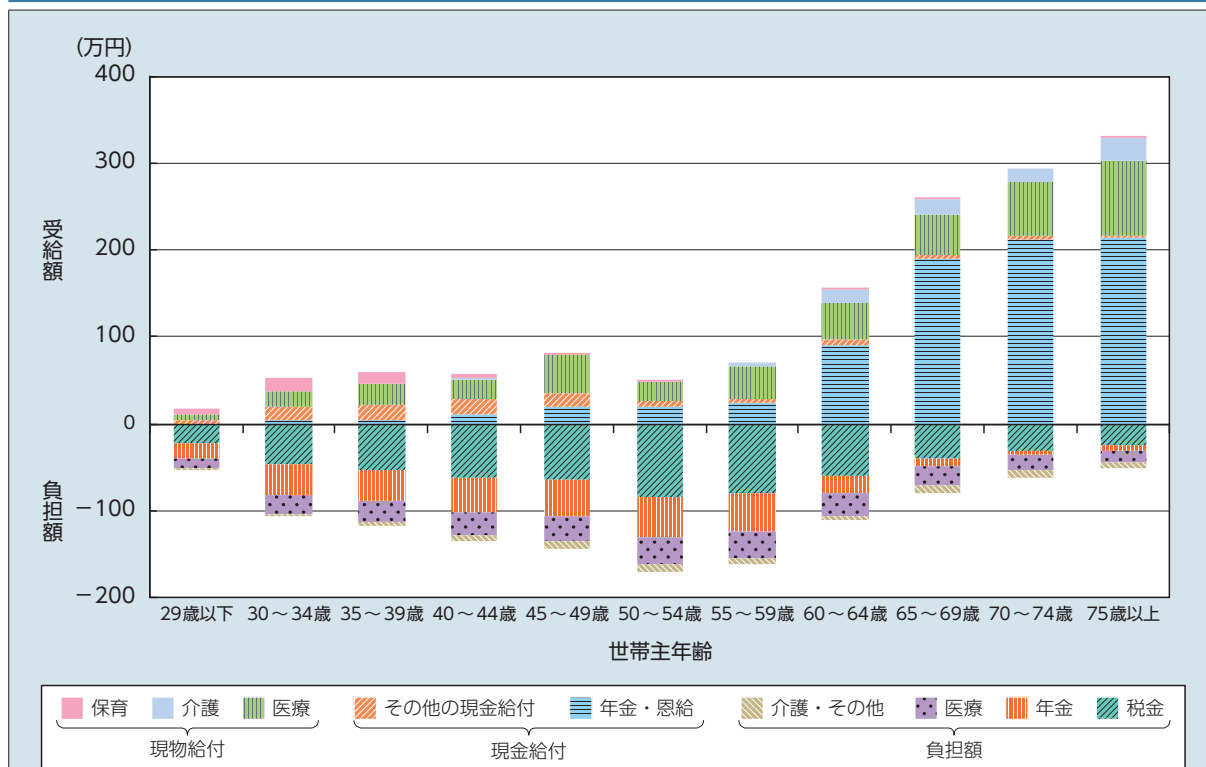
図表2-4-1は、「所得再分配調査」により、2013（平成25）年の1世帯当たり負担額（税金・社会保険料）、受給額（年金などの現金給付と医療・介護・保育などの現物給付の額）とその内訳を世帯主の年齢階級別に見たものである。これによれば、世帯主が59歳までの現役世代では税金・社会保険料の負担額が現金給付・現物給付の受給額よりも多く、年齢が高くなるほど税金・社会保険料の負担も増加している。また、受給については現物給付である医療、保育が中心となっている。

一方で、世帯主が60歳以上の高齢者世代では、税金・社会保険料の負担額よりも現金給付・現物給付が多く、世帯主の年齢が高くなるほど負担額は減少し、受給額は増加している。また、受給の中心を年金・恩給が占めていること、医療についても現役世代よりも多く、世帯主の年齢が高くなるほど増えていることがわかる。

負担額・受給額について世代ごとに比較すると、負担額については、就労収入などがあり世帯収入が平均的に多い現役世代が、世帯収入が平均的には少なく年金保険料の支払いなどがない高齢世代よりも多い一方で、受給額については、年金・恩給が多くを占める高齢世代が、現物給付が中心を占める現役世代よりも多くなっている。この結果、当初所得に対する再分配所得の増加割合は高齢者世帯の方が大きい構造となっている。

我が国の所得再分配機能を世代間で見ると、現役世代に比べて給付面、負担面ともに高齢世代に手厚い構造となっていることがわかる。

図表2-4-1 世帯主年齢階級別 1世帯当たり受給額・負担額（2013年）



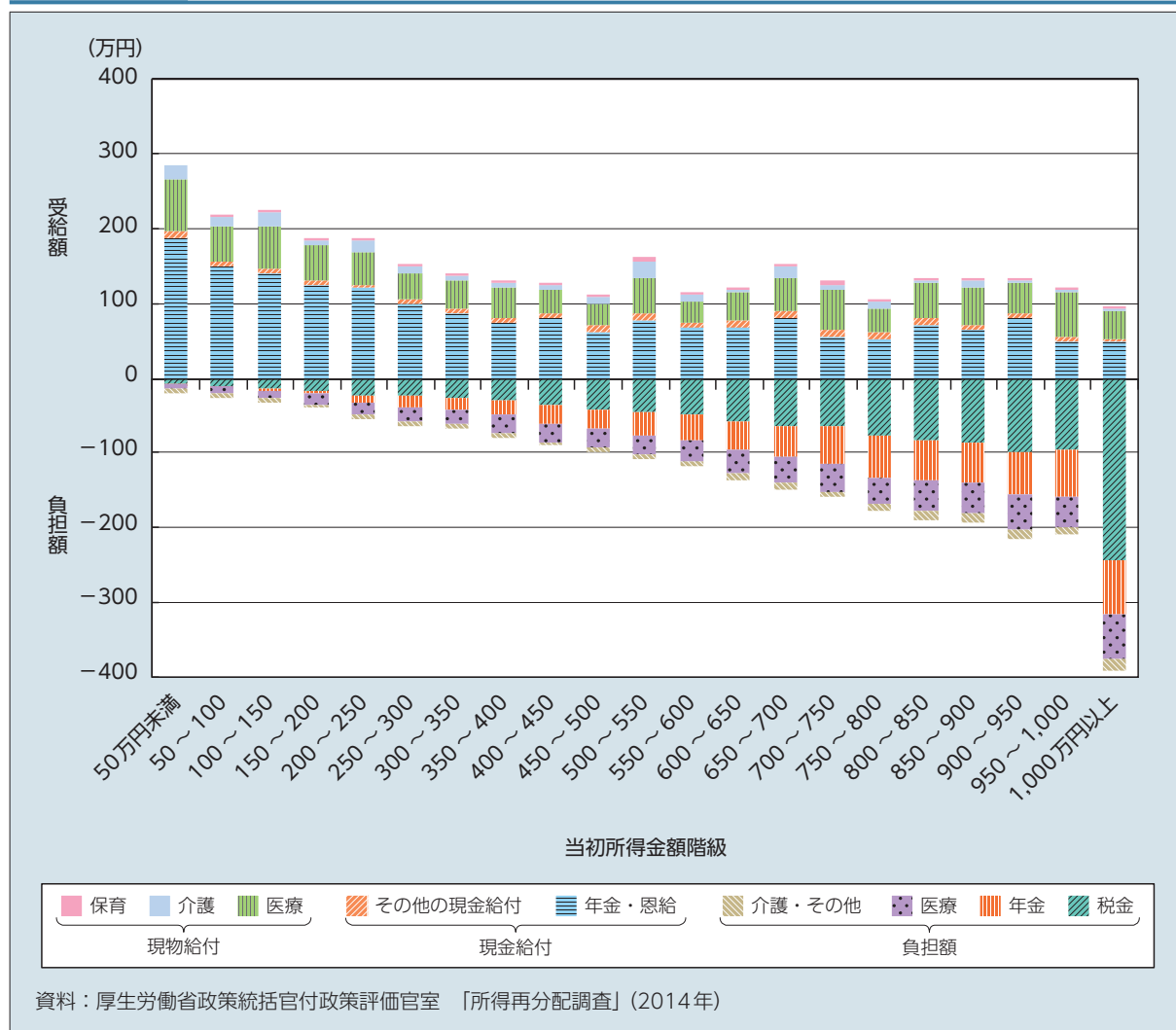
資料：厚生労働省政策統括官室付政策評価官室 「所得再分配調査」(2014年)

(当初所得金額が低い世帯ほど、相対的に少ない負担額で多くの給付)

図表2-4-2は、2013年の1世帯当たり負担額、受給額とその内訳を当初所得金額階級別に見たものである。これによれば、当初所得金額が100万円未満の世帯では、10万円程度の負担額に対して現金給付・現物給付合わせて200万円程度の給付額、当初所得金額が450～500万円未満の世帯では、100万円程度の負担額に対して現金給付・現物給付合わせて100万円程度の受給額、当初所得金額が950～1,000万円未満の世帯では、200万円程度の負担額に対して現金給付・現物給付合わせて100万円程度の受給額となっている。

このように、税や社会保障制度による所得再分配を行っている結果、1世帯当たりの当初所得金額が増えるに従い、負担額が多くなる構造となっており、当初所得金額が低い世帯ほど、相対的に少ない負担額で多くの給付を受けていることがわかる。

図表2-4-2 当初所得金額階級別 1世帯当たり受給額・負担額 (2013年)



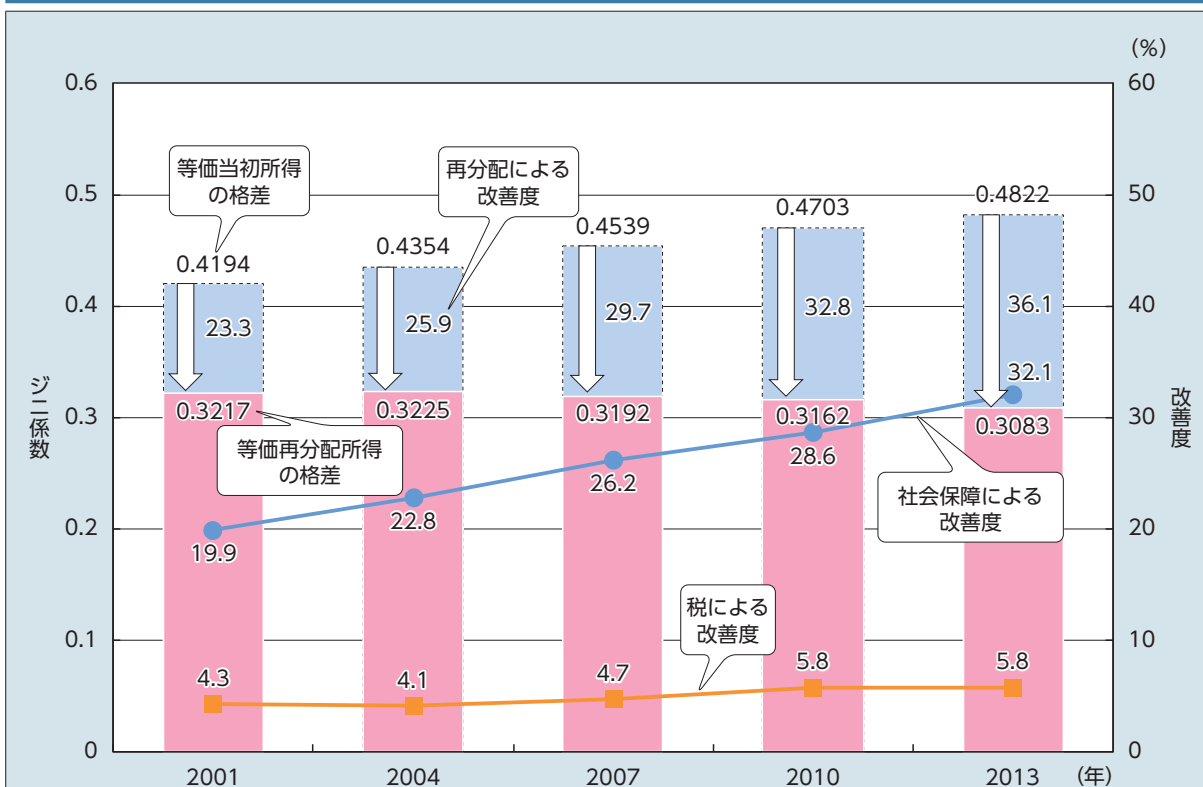
(所得再分配による格差是正効果は人口高齢化を背景に拡大傾向、社会保障が大きな役割)

図表2-4-3は、所得再分配調査により、等価当初所得と等価再分配所得の格差の年次推移を見たものである。年金などの社会保障や税による再分配前の等価当初所得のジニ係数は2001（平成13）年以降一貫して増加している一方、再分配後の等価所得のジニ係数は2004（平成16）年以降減少しており、世帯員単位で見た場合、社会保障や税による再分配機能により格差の拡大が抑制されていることが分かる。

また、再分配によるジニ係数の改善度は一貫して増加しており、2013年では過去最高の36.1%となっている。税・社会保障別の改善度を見ると、税による改善度が2001年の4.3%から2013年の5.8%への増加にとどまっているのに対し、高齢者の増加による公的年金の増加などを背景に、社会保障による改善度は一貫して増加しており、2001年の19.9%から2013年の32.1%へと急激な伸びを見せている。

我が国における所得再分配において、少子高齢化の中で、社会保障が大きな役割を果たしていることがわかる。

図表2-4-3 所得再分配による等価所得の格差（ジニ係数）是正効果（税・社会保障別）推移



資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室 「所得再分配調査」(2014年)

※再分配による改善度 = $1 - \text{④のジニ係数} / \text{①のジニ係数}$

社会保障による改善度 = $1 - \text{②のジニ係数} / \text{①のジニ係数} \times \text{④のジニ係数} / \text{③のジニ係数}$

税による改善度 = $1 - \text{③のジニ係数} / \text{②のジニ係数}$

①当初所得：財産所得、家内労働所得及び雑収入並びに私的給付（仕送り、企業年金、生命保険金等の合計額）の合計額

②当初所得に社会保障給付金を加え、社会保険料を控除したもの（①＋社会保障給付金－社会保険料）

③可処分所得：総所得から税金及び社会保険料を控除したもの（②－税金）

④再分配所得：当初所得から税金、社会保険料を控除し、社会保障給付（現金、現物）を加えたもの（③＋現物給付）

第5節 総括

第2章

国民生活と社会保障

本章では、我が国の家計所得や資産、賃金の動向を見てきた。家計所得について見ると、1世帯当たり平均総所得金額は、全世帯では、1994（平成6）年をピークに減少傾向であったが、高齢者世帯、現役世帯（児童のいる世帯）別に見るといずれも2000（平成12）年以降おおむね横ばいであり、現役世帯より1世帯当たり平均総所得金額の低い高齢者世帯割合の急激な増加が全世帯の平均値を押し下げる大きな要因となっていた。

ここ20年の世帯総所得の動向を分析すると、現役世帯では、各世代通じて、所得分布のばらつきに大きな変化はないが、相対的に所得の低い単独世帯やひとり親世帯の割合増加、相対的に所得の高い三世帯世帯の割合減少など、世帯構造の変化が現役世帯の全体の所得を低い方にシフトさせている。世代ごとに見ると、現役世代のうち世帯主が30歳代の世帯では、単独世帯やひとり親世帯の割合増加、三世帯世帯の割合の減少と、ひとり親世帯における低所得世帯割合の増加などを背景とした、世帯総所得が300万円未満の世帯割合の増加が見られた。世帯主が40歳代の世帯では、単独世帯やひとり親世帯の割合の増加、三世帯世帯の割合の減少と、単独世帯、ひとり親世帯における低所得世帯割合の増加などを背景とした、世帯総所得が300万円未満の世帯割合の増加と、700～900万円未満や1,000万円以上の世帯割合の減少が見られた。世帯主が50歳代の世帯では、単独世帯やひとり親世帯の世帯割合の増加、三世帯世帯の割合の減少と、ひとり親世帯における低所得世帯割合の増加などを背景とした、世帯総所得が300万円未満の世帯割合の増加、夫婦と未婚の子のみ世帯における高所得世帯割合の減少を背景とした世帯総所得が1,000万円以上の世帯割合の減少などが見られた。

また、世帯員1人当たりの水準で見た場合、現役世代、子ども世代の世代内所得格差は広がっていないが、相対的貧困率を見ると、2012（平成24）年までは現役世代の相対的貧困率や子どもの貧困率はいずれも上昇傾向にあった。なお、直近では現役世代及び子どもの貧困率は低下している。

世帯主が30歳代、40歳代の世帯における家計所得の変化の背景には、上記のような世帯構造の変化に加え、バブル崩壊後の景気の長期低迷による大企業における採用抑制や年功的な賃金カーブの抑制などにより、2000年代以降2013年頃まで、30歳代、40歳代の男性一般労働者の所定内給与額が減少傾向にあったこともあったと考えられる。こうした中、1990年代半ば以降共働き世帯が増加しており、世帯主の配偶者収入が世帯収入を補う世帯が増えている。近年、女性や高齢者を中心に大きく数の増えたパートタイム労働者の賃金は、時給上昇の一方で実労働日数が減少したため、おおむね横ばいであった。

高齢世代では、公的年金制度の成熟化を背景に、世帯総所得金額が100万円未満の世帯割合の減少、200～500万円未満の世帯割合の増加が見られた。こうした低所得世帯割合の減少や中所得世帯割合の増加は、単独世帯、夫婦のみ世帯いずれの世帯構造でも同様に見られる傾向であった。結果として、高齢者世帯では、1世帯当たり平均総所得金額や中央値に大きな変化はないが、所得分布のばらつきは縮小傾向にある。また、世帯員1人当たりの水準で見た世代内所得格差は縮小しており、相対的貧困率も低下傾向にある。

世帯員1人当たりの所得水準で見た場合、現役世代と高齢世代は同じ水準にある一方で、

現役世代でもひとり親世帯では特に低くなっており、貧困率も高い。

資産面で見ても、現役世代では、世帯主が40歳代以下の世帯（2人以上世帯）では、主に住宅・土地購入のための負債増加による平均金融資産額の減少傾向や、貯蓄額が300万円未満の世帯の増加などが見られる。

高齢世代では、現役世代に比べると平均金融資産額は高い水準を維持しており、2人以上世帯の平均金融資産額は2,000万円前後で近年横ばいで推移、貯蓄額1,200万円以上の世帯が約半数である。単身世帯の平均金融資産額は近年1,000万円以上で推移、世帯主が60歳代の世帯では上昇傾向にあり、貯蓄額700万円以上の世帯が約半数を占めている。持ち家率も、2人以上世帯で9割以上で推移、単身世帯も8割程度で上昇傾向にあるなど、高い水準を維持している。

これまでの我が国の所得再分配機能は、公的年金制度や介護保険制度、高齢者の自己負担割合が低い公的医療保険制度などが中核となっており、相対的に高齢世代に手厚い構造となってきたといえる。しかしながら、高齢世代は中所得世帯の割合が増加し、世代内格差も縮小傾向にある一方、むしろ現役世代の中に単独世帯、ひとり親世帯など所得の低い世帯の割合が増加してきている。世代や世帯の構造ごとに、それぞれの世帯の状況をよりきめ細やかに見て再分配政策を考えていく必要がある。

直近では、現役世代でも世帯所得や賃金の改善傾向が見られてきているが、引き続き、現役世代の各方面にわたる所得向上支援や全世代型の社会保障への転換を推進することが必要である。